平成18年田村市議会3月定例会会議録

(第4号)

〇会 議 月 日 平成18年2月23日(木曜日)

〇出 席 議 員(67名)

議 長 三 瓶 利 野

1番	七	海		博	議	員		2番	木	村	高	雄	議	員
3番	箭	内	幸	_	議	員		4番	佐	藤	貴	夫	議	員
5番	渡	邉		勝	議	員		6番	吉	田	_	郎	議	員
7番	佐	藤		喬	議	員		8番	佐	藤	義	博	議	員
9番	佐	藤		忠	議	員	1	0番	先	崎	温	容	議	員
11番	永	Щ		弘	議	員	1	2番	吉	田	紳力	大郎	議	員
13番	遠	藤	文	雄	議	員	1	5番	新	田	耕	司	議	員
16番	本	田	芳	_	議	員	1	7番	秋	元	正	登	議	員
18番	根	本		浩	議	員	1	9番	橋	本	紀	_	議	員
21番	新	田	秋	次	議	員	2	2番	石	井	俊	_	議	員
23番	橋	本	善	正	議	員	2	4番	松	本	道	男	議	員
25番	吉	田	文	夫	議	員	2	6番	渡	辺	勇	三	議	員
27番	小	林	清	八	議	員	2	8番	村	上	好	治	議	員
29番	猪	瀬		明	議	員	3	0番	宗	像	清	$\vec{-}$	議	員
31番	渡	辺	33	3子	議	員	3	2番	松	本	敏	郎	議	員
33番	小	林	寅	賢	議	員	3	4番	松	本	熊	吉	議	員
35番	宗	像	宗	吉	議	員	3	6番	本	田	仁	_	議	員
37番	浦	Щ	行	男	議	員	3	8番	白	岩		行	議	員
39番	横	井	孝	嗣	議	員	4	0番	白	岩	吉	治	議	員
41番	石	井	喜	壽	議	員	4	2番	本	田	正	_	議	員
43番	吉	田		忠	議	員	4	4番	白	石	治	平	議	員
45番	渡	邊	鐵	藏	議	員	4	6番	早	Ш	栄	\equiv	議	員

48番	箭 内 仁	一議	員	49番	村	越	崇 行	議	員
50番	長谷川 元	行 議	員	51番	橋	本	文 雄	議	員
52番	石 井 忠	治議	員	53番	安	藤	勝	議	員
5 4番	半 谷 理	孝 議	員	55番	吉	田	豊	議	員
56番	佐久間 金	洋 議	員	57番	照	Щ	成 信	議	員
58番	佐 藤 孝	義 議	員	59番	松	本	哲 雄	議	員
60番	大和田 一	夫 議	員	6 1番	渡	邉	文太郎	議	員
62番	安 藤 嘉	一議	員	63番	佐	藤	弥太郎	議	員
6 4番	面 川 俊	和議	員	65番	松	崎	功	議	員
66番	宗 像 公	一議	員	67番	柳	沼	博	議	員
68番	橋 本 吉	ム村 議	員	69番	菅	野	善一	議	員

〇欠 席 議 員 (2名)

14番 石井市郎議員 47番 吉田正直議員

○説明のため出席した者の職氏名

市	長	富	塚	宥	暻	助	役	鹿	俣		潔
収 入	. 役	村	上	正	夫	総 務 部	長	相	良	昭	_
企画調	整部長	郡	司	健	_	生活福祉部 兼福祉事務所		秋	元	正	信
産業建設	設部 長	塚	原		正	大越行政局	長	吉	田	良	_
都路行真		新	田		正	常葉行政局	長	白	石	幸	男
船引行		佐	藤	輝	男	総務部総務調	果長	佐	藤	健	吉
総務部財	政課長	助	Ш	弘	道	総務部税務調	果長	吉	田	拓	夫
企 画 調企画調整		橋	本	隆	憲	企 画 調 整 観光交流調	部長長	白	石	忠	臣
生活環境		渡	辺	貞	_	生 活 福 祉 保 健 課	部長	加	藤	与	市
生 活 福 福 祉	社 部 課 長	本	多		正	産 業 建 設 参事兼建設調		宗	像	正	嗣
産業建下水道		渡	辺	行	雄	産業建設 産業課長補		吉	田	英	_

出納室長	,	宗	像	トク	子	教育委	美員長	白	岩	正	信	
教 育 長		大	橋	重	信	教育次長事 務	長兼教育総務語 取 扱	果長宗	像	泰	司	
教育委員会事務 学校教育課長		佐久	間	光	春	教育委員 兼生涯学	会事務局参 全習課長	事 堀	越	則	夫	
教育委員会事務 教育総務課長補		遠	藤		卓	選挙管理	里委員長	鈴	木	季	_	
選挙管理委員会事務局長		佐	藤	健	吉	代表監	查委員	武	田	義	夫	
監査委員事務局	長	白	石	喜	_	農業委員	会会長	宗	像	紀	人	
農業委員会事務局長	•	塚	原		正	農業季		根	本	德	位	
水道事業所長	[]	助	Ш	俊	光							

○事務局出席職員職氏名

事 務	局 長	白 石	喜 一	総	務 課	長	渡	辺	新	_
主 任	主 査	石 井	孝 行	主	任 主	査	斎	藤	忠	_
主	事	渡 辺	誠	主		事	大	越	貴	子

〇議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長(三瓶利野) 皆さん、おはようございます。

都合により13番遠藤文雄君は出席がおくれます。

会議規則第2条の規定による欠席の届け出者は、14番石井市郎君、47番吉田正直君であります。

所用により滝根行政局長青木邦友君は、本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は66名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程(第4号)のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長(三瓶利野) 日程第1、一般質問を行います。

通告の順序により、54番半谷理孝君の発言を許します。半谷理孝君。

(54番 半谷理孝議員 登壇)

○54番(半谷理孝) 54番半谷理孝であります。

通告のとおり一般質問をいたします。

まず、緑小学校スクールバス導入の内容についてお尋ねをいたします。

合併から1年が経過し、行政区の再編・統合が行われようとしております。学校は、児童生徒の減少から統合への道を歩もうとしております。そのモデルとしての緑小学校における通学手段、スクールバス導入について問うものであります。

業者選定基準及び契約に至る経過と、その内容をお示しいただきます。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。
- ○教育次長(宗像泰司) 54番半谷理孝議員の緑小学校スクールバス導入の内容についての 御質問にお答えいたします。

緑小学校のスクールバスは、平成15年4月に旧船引町の移小学校と中山小学校が統合 し、緑小学校が開校した際に、遠距離通学園児・児童の通学対策として運行しているとこ ろであります。

委託業者の選定につきましては、運行の安全と登下校時間に支障のない確実な運行ができることを条件といたしまして、乗り合いバス事業者、一般貸し切り事業者や運転者組合に加入し、民間会社等の送迎バスに実績のある事業者を選定したところであります。

契約業者の決定につきましては、運行計画に当たって経済性、安全性、確実性などを検 討した結果、バスは、リース方式で維持管理に要する経費の負担平準化が図られ、運行業 務は、安全で確実な運行が期待でき、金額が低価格で、労働者派遣事業者として厚生労働 大臣の許可を受けているほか、民間会社のバス送迎に実績があるなどから委託業者として 決定した次第であります。

〇議長(三瓶利野) 半谷理孝君。

〇54番(半谷理孝) 指名各社が提出をした積算値及び条件について説明を求めます。

この事案では、営業2社、いわゆる青ナンバーであります。それに対して白ナンバーであるリース会社1社を指名したわけでありますが、リース業者が複数であれば、競争により、さらに内容の充実が図られた可能性があります。今後、エリア内業者を含め、移地区のことを申し上げておりますが、ほかの有資格者が指名参加できないか、可否についてお答えをいただきます。

また、一つの登校集団の中で、条件から外れた児童はバス利用ができません。より柔軟な対応ができないか見解を求めます。

- 〇議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。
- ○教育次長(宗像泰司) 再質問にお答えをいたします。

まず、第1点の指名各社が提示した積算値、あと条件についてのおただしについて申し上げます。

まず、条件につきましては、運行回数、登校時1回、下校時2回、また、運行日数、年間206日程度、仕様につきましては、運転手2名、車両2台というふうなことで条件を提示したところでございます。

それらに基づきまして指名した業者の方から提案されたものにつきましては、乗り合い バスによる業者からの提案につきましては、年間 1,312万 5,000円の提案でございました。 また、一般貸し切りバス業者による提案につきましては、年間 800万 3,000円の金額でご ざいました。また、自家用車のリースの業者による提案につきましては、年間 698万 4,000円の提案がございました。これらに基づいて、先ほど申し上げましたようなことで 決定をしたところでございます。

次に、今後、エリア内業者等を含めた他の有資格者が指名参加できないかというふうな ことのおただしについて申し上げたいと思います。

これについては、今後、学校統合等が多くなることと予想されます。スクールバスの運行がそれによりまして新たに発生することが予想されますことから、運行の方法などについて、教育委員会におきましても十分に研究をし、今後の方向性を定めていきたいと思っております。その際、業者の選定に当たりましては、複数以上の業者を選定し、安全性、確実性また経済性などについて検討して選定をしていきたいと思っております。

次に、スクールバスの利用に際して、より柔軟な対応ができないかというようなことの おただしでございますが、スクールバスの件につきましては、スクールバスの乗車定員が ございます。それらについてまず対応できるかどうか検討をしなければなりません。そして、可能であれば線引きされているような子供、例えば隣接して片方が外れたとか、片方は乗れるとか、そのようなことがあろうかと思います。それらについては、今後十分検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 〇議長(三瓶利野) 半谷理孝君。
- **〇54番(半谷理孝)** ただいまの回答は前向きであるというふうに解釈させていただきまして、要望を申し上げておきたいというふうに思います。

子供が巻き込まれる事件・事故は後を絶ちません。日々変化する社会環境には、地域とのコンセンサスがより重要になってまいります。さらに、各行政局間において、児童に対してサービスの差が生じないよう配慮を求めるものであります。特に、ドライバーの精神面を含む健康管理及びチェックは重要であります。その対応を求め、次に移ります。

財政健全化への取り組みについて 2 点お尋ねをいたします。

平成18年度国が施行予定の行政改革推進自治体への交付金増額制度について、その内容 の説明を求めます。また、市は、その対応に追いつくのか、当局の見解を求めます。

市が企業であるとすれば、市民は、株主に置きかえることができます。人件費は財政の 大きな負担であります。職員を減らし、パートをふやせないかについて見解を求め、さら に、同等の仕事をした場合における賃金1人当たりの差額を年俸でお示しをいただきます。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- ○市長(富塚宥暻) 次に、財政健全化への取り組みについての御質問にお答えいたします。
 まず、行革推進自治体への交付税増額制度の対応について申し上げます。

普通交付税におきましては、平成17年度の算定から新たに自治体への歳出削減及び徴税 強化の取り組みを反映する指標が採用されているところであります。また、平成18年度に つきましても、本年度に引き続き、歳出削減及び徴税強化の取り組みを反映する算定に加 え、地方交付税交付額の圧縮や地方分権の推進、効率的な財政運営の促進を図るための行 政改革努力の実績を、地域振興関係経費に反映する算定の検討がされており、さらに、自 治体の経営努力に対応した算定の拡充が図られることとなっております。

田村市におきましては、年々削減される地方交付税にあわせ歳出削減を図ってきたところでありますが、平成18年度当初予算編成においては、さらに厳しい財政事情を踏まえ、事務用品の一括購入や補助金の削減など、一層の歳出削減に努めるとともに、徴税対策による徴収率の向上とあわせ、経営努力に対応した普通交付税の算定がなされるものと考え

ております。

なお、今後も地方交付税が大幅に削減されるなど、さらに厳しい地方財政が憂慮されますことから、田村市の財政基盤を強化する上で、歳入面におきましては、公平負担の原則から徴収強化により自主財源の確保に努めるとともに、歳出面におきましては、歳出構造改革を目指した経常経費の削減など、歳出抑制を田村市における最重要課題とし、職員の定員適正化計画による人件費の抑制はもとより、効率的な財政運営に資するためさまざまな手法を検討し、より一層の合理化を図り、歳出の抑制に努め、多角的な視野により創意工夫を疑らし、さらなる行財政の健全化に努めてまいる所存であります。

次に、職員を減らし、パートを増員できないか。また、同等の仕事をした場合、賃金差額1人当たりの年俸について申し上げます。

職員数の削減については、合併時の職員定数 601人を、今後10年間で 120人程度削減し、約 480名の体制にすることになっております。本年2月1日現在で 579名であります。既に職員定数より22名減となっております。今後、約 480名体制を達成するため、行政改革大綱に盛り込むとともに、定員適正化計画を策定し、抜本的な事務事業の整理、組織の統合、職員の適正配置などに努めるとともに、積極的な民間委託などへの推進、任期つき職員制度の活用、電算化の推進、地域共同の取り組みなど、計画的に職員数の抑制に取り組んでまいります。

また、臨時職員等の増員についてのおただしでありますが、臨時的任用については、地方公務員法第22条第5項に規定されており、田村市において災害、非常事態、その他重大な事故によって正規職員の任用まで、その職を欠員のままにしておくことができない場合、あるいは業務が一時的多忙となる時期においてのみ臨時職員を採用することができることになっておりますが、ただ単に職員の欠員補充をすることではなく、業務の状況を十分見きわめ、採用の可否を判断いたし、かつ財政状況を踏まえ対応してまいります。

また、同等の仕事をした場合、賃金の差額、1人当たりの年俸についてのおただしでありますが、臨時職員の1年間の賃金見込み額につきましては、年齢20歳未満の者で採用1年目の場合で、社会保険料、雇用保険料、非常勤公務災害負担金を合わせて、おおむね約150万円であります。一方、高等学校卒業程度で採用された場合の職員の年間給与見込み額は、給料、手当、共済費、退職手当負担金、公務災害負担金を含めて、約300万円となり、比較した場合の差額は約150万円であります。

〇議長(三瓶利野) 半谷理孝君。

- ○54番(半谷理孝) 我が旧5町村は、国の方針に沿って合併という合理化策を選択しました。合併しなかった矢祭町や小野町もこの対象となるのか、また、田村市はハンディが与えられないか伺います。市における人件費の比率をお示しいただき、働きたくとも場所がない市民のためにも、ワークシェアの導入を図るべきであります。当局のお考えをお示しください。
- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。相良総務部長。
- ○総務部長(相良昭一) 54番半谷理孝議員の再質問にお答えいたします。

地方交付税の算定に際して、合併しない矢祭町や小野町も対象になるのかについて申し 上げます。

地方交付税に関して、行政改革などの経営努力に対応した算定は、合併の有無にかかわらず、すべての市町村が同じように適用になるものであります。

また、田村市にはハンディが与えられないかにつきましては、合併して間もない市町村は、各種案内看板の書きかえや電算の統一経費など、合併前より一時的に経費がかさみ、歳出増となりますことから、経営努力自治体の対象外と思われがちでありますが、合併により増加する一時的な経費は考慮されて歳出削減努力が評価されますので、地方交付税の対象として基準財政需要額に算定されており、合併したことがハンディになることはございません。これは、合併した市町村は、合併すること自体、歳出削減の取り組みや行政改革に強力に取り組んでいるものと見なされて算定されているものと考えております。したがいまして、田村市にハンディが与えられたり、合併しなかった市町村が有利に扱われることがないと考えております。

次に、田村市における人件費の比率について申し上げます。

平成18年度の一般会計における人件費予算額は44億 6,649万 2,000円で、予算総額の199億 5,000万円に対する人件費の比率は22%となっております。

次に、働きたくとも場所がない市民のためにもワークシェアの導入を図るべきとのおただしでございますが、保育所や幼稚園、学校給食、福祉センター、針湯荘など、現業部門におきまして、保育児童や園児の増加あるいは職員の退職などにより職員採用が必要になる場合に、雇用の機会の拡大に努めているところでございます。

- 〇議長(三瓶利野) 半谷理孝君。
- **〇54番(半谷理孝)** 地方分権が進んだ場合、体力をさらに強化する必要があります。当局 の御努力に期待を申し上げ、次に移ります。

人類は、身勝手な生活向上を追い求めてまいりました。木、草、土に始まり、アスベストに至る建築素材を生み、成長の早いニセアカシヤを燃料として帰化させました。目的が毛皮だったのか、対野ネズミ対策だったのか定かではありませんが、導入したハクビシンは、目に余る悪さをしています。幾つかの要因が重なり、荒廃した山林がふえ続けております。そして、新素材住宅の普及により、林業、製材業、在来工法の大工さんが職を失いつつあります。税収が減り、行政もまた困っております。地球との共生、地球への恩返しの視点から、環境への配慮について3点お尋ねをいたします。

地元産木材使用住宅への支援策、帰化動植物への対策、荒廃森林の復元策、以上3点について施策をお持ちであればお示しをいただきます。

- 〇議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。
- **○産業建設部長(塚原 正)** 環境への配慮についての御質問にお答えをいたします。

初めに、地元産木材を使用した住宅建築への支援策につきましては、近年、地球温暖化の議論の高まりとともに、木造住宅が見直される機運が盛り上がっております。使用されている木材が炭素を固定化し、また、処分の際にも建材の中で一番エネルギーを費消しないことで温暖化防止の一策となっていること、シックハウスなどの健康被害が少ないことなどに起因しているものと受けとめております。

また、地元産材の利用拡大は、低迷している林業、木材産業の活性を促し、さらには手入れが行き届かず、荒廃しつつある森林の再生により環境の保全が図られるという、一昔前には当たり前のことであった健全で理想的な循環システムの構築が可能となります。こういった利点の多い地元産材の利用に関しての市の施策としては、直接的な資金援助、固定資産税の減免、住宅ローンに対する利子等の補給などが考えられます。現在、県内においては、一定量の地元産材使用に対する補助制度を創設している市町村もあり、これらの事業効果についても調査研究をしながら、市として林業の担い手育成や雇用の確保など、林業全体の活性化も視野に入れた施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、帰化動植物への対策についてでありますが、本来日本には生息してなかったアライグマやミンク、カメやクモ、昆虫類に至るまで、数多くの外来動植物が国内に定着し、生態系や農林水産業に悪影響を与えている実態が報告されております。代表的なものとしては、ブラックバスやブルーギルの魚類による侵略的被害、また、外来種かどうか判別されておりませんが、ハクビシンなどの夜行性哺乳類などによる住宅へのふん尿被害や農作物への食害など、身近なところでも、これら外来動植物による被害について聞き及んでお

ります。今日、海外との交易が活発かつ拡大化され、愛玩動物としての輸入も盛んに行われるようになりましたが、一方では飼育し切れず、放置される動物も数多くあると言われており、社会問題化してきております。

国では、一昨年、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律を制定し、 輸入や飼育の制限、罰則規定による取り締まりで、これ以上の被害拡大、生態系への悪影 響を防ぐ手だてを講じました。また、福島県においても、平成18年度に県内の外来生物の 生息、被害の概況調査を計画していると伺っております。

市といたしましても、帰化植物への対策も含めて、県の調査に協力するとともに、実態の把握に努め、良好な環境の維持保全のため、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、荒廃した森林の復元策についてでありますが、かつて荒廃した森林とは、植林されない裸山を指しておりましたが、近年は、植林の下刈り、つる切り、枝打ち、除・間伐等の森林施業が行われない放置状態にある森林を指す言葉として定義づけられるようになりました。放置された森林は、本来、森林が持つ保水、土砂流出防止などの広益的機能を失い、山にすむ動物の生息を困難なものとし、生態系への影響さえ懸念されるようになりました。

市においては、管内森林組合との連携のもと、森林整備事業に取り組み、植林や間伐の推進、作業道の整備等既存の制度を活用し、また補助の上乗せを行うなど、地域林業の維持活性化を図っておりますが、林業の衰退に歯どめをかけるまでには至っていないのが現状であります。先般来から議論されております森林環境税制度も、こうした森林の荒廃を防止し、復元することを目的としておりますことから、既存の制度と連携して、田村市としての施策を講じてまいりたいと考えております。

〇議長(三瓶利野) 半谷理孝君。

O54番(半谷理孝) ただいま部長の方から答弁をいただいたわけでありますが、特にアカシヤそれからハクビシン、これは繁殖力が旺盛なんですね。そういったことで、既存の生態系及び環境に多大な影響をもたらしているというふうなことになっております。特にハクビシンで、キジあるいはヤマドリ、フクロウ、ムササビ、イタチ、野ウサギ、そういった、もともとここにすんでいた動物、どこにでもいたり、見ることができたものが、いなくなってきております。この対策については強力にお願いをしておきたいというふうに思います。

また、あぶくま高原道路の現場で在来植物を保護するというような取り組みがなされているというような報道がありました。そういったことも参考に、環境への配慮について、さらに御努力を賜りますように御期待申し上げて次に移りたいと思います。

住民の素朴な疑問について2点お尋ねをいたします。

県導入の環境税、納付と交付、どちらが多い。

二つ目、市における補助金供与団体への監査の仕組み及びその種類を示せ。以上であります。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。
- **○産業建設部長(塚原 正)** 住民の素朴な疑問についての御質問にお答えをいたします。 初めに、森林環境税の納付額と交付額について申し上げます。

森林環境税制度につきましては、前日の25番吉田文夫議員の御質問の中でお答えしたとおりでありまして、その森林環境税は一部段階的な経過措置を除き、住民税均等割が課税となる個人に対し、一律に年額 1,000円が課税されます。また、資本等の金額に応じ、法人県民税均等割額の10%に相当する額が、県内に事務所を有する法人に対して課税されることとなっております。これを田村市のケースに当てはめ、納付額を試算いたしますと、個人分1万7,065人で 1,706万5,000円、法人分807社で449万1,000円の合計2,155万6,000円の税が見込まれます。

また、市町村に配分される森林環境交付金の交付内容につきましては、森林環境基本枠と地域提案重点枠とに分かれます。このうち、森林環境基本枠については、配分案に基づき算出いたしますと、市町村への均等割分として50万円、森林面積割として、ヘクタール当たり50円に田村市の森林面積2万136ヘクタールを乗じますと100万6,800円、児童数割として、市内の小学校児童数2,691人の1学年当たり平均人数448.5人に基準単価1,000円を乗じますと、44万8,500円の合計195万5,300円程度が見込まれるところでありますが、市町村提案事業分、水源地等の森林整備に向けられる県事業分の実施内容が未定なため、田村市への実質的な配分額は、現在のところ把握できない状況にあります。

- 〇議長(三瓶利野) 相良総務部長。
- ○総務部長(相良昭一) 市における補助金供与団体への監査の仕組み及びその総額について申し上げます。

各種団体への運営補助金の交付につきましては、田村市補助金等の交付等に関する規則 に基づき、収支予算書、事業計画書等を添付した補助金等の交付申請書の提出を受け、事 業の目的や内容、補助金等の経費などの書類審査を行い、必要に応じては現地調査等を行い、その内容を審査しております。審査によって補助金等を交付すべきと認めるときは、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿の整備や、補助金の目的外使用の禁止等の条件を付して交付の決定をいたしております。事業完了後は、収支精算書や補助事業等の成果を添付した補助事業等実績報告書により、補助金が目的に従って効率的に使用されたかなどの確認を行っているところでございます。

今後も、各団体の決算状況を調査しながら、その必要性と目的をよく精査し、補助金の 適正な交付に努めてまいります。

また、地方自治法第 199条第7項において、監査委員は必要があるときは、補助金等の 財政的援助を与えているものの出納、その他の事務執行で当該財政的援助に係るものを監 査することができると規定されておりますことから、補助事業に伴う事務事業について、 田村市の監査委員の監査権限が及ぶものと考えております。

各団体の運営のための交付する補助金等の総額につきましては、平成18年度当初予算、 商工農業団体等 222団体で総額1億7,689万円を計上いたしております。

〇議長(三瓶利野) 半谷理孝君。

○54番(半谷理孝) 森林環境税について、田村市からは 2,155万円ですか、県の方に納付するということでありますが、水は高いところから低いところに流れるわけでありまして、県が導入しなかった場合についても、本来であれば、下流域の二本松あるいは福島、その辺から田村市としては徴収してもよさそうな気がするところでありますが、また、県の方で内容等について詰めができていないというようなことでありますので、さらにそういった配慮をしていただきたいなというふうに要望申し上げます。

それと、2点目なんですが、出せば他人のお金であってはなりません。使途について、 出してからも、市民のお金であります。やはり市民に、その説明ができるということが重 要ではないのかなというふうに考えております。その補助金で豪華な忘年会をやったり、 豪華な研修があったりというようなことがなるべくない方がいいのかなというように考え ますので、さらにアンテナを高くしていただきますように要望を申し上げておきます。

質問はこれで終わりますが、1分までは要りませんが、30秒ぐらいごあいさつをさせていただいてだめでしょうかね。(「まだ十分にあります」の声あり)

合併を機に、旧5町村は家族になりました。決して裕福でない者同士、助け合っていこうという試みが、必ずや成功をおさめることを望んでやみません。また、住民サービスの

あり方について、地域、職業、年齢の差別なく、公平・平等に進化を続けることを希求い たします。

本会は、在任特例期間における最終議会であり、市民の皆様、議長を初め、議員各位に感謝申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(三瓶利野) これにて54番半谷理孝君の質問を終結します。

次の質問者、57番照山成信君の発言を許します。照山成信君。

(57番 照山成信議員 登壇)

O57番(照山成信) 57番照山成信。通告によります一般質問を通告の順序により行います。 質問に先立ち、多くの市民の方々からお預かりをいたしてまいりましたお言葉をお伝え 申し上げます。

現在の日本は、地方分権の名のもとに、国から地方へ、官から民へ、自己責任、何でも 行政に頼らない自己責任に基づいた自立した生活をと強要されております。力のない者に とって、過去に例を見ないほど過酷な社会になろうとしております。

このような中にあって、合併した田村市、1年がたちます。「田村市、合併したって何もよいことはない」とささやかれております折、田村市が全国に先駆け、この4月から実施をいたします4歳児、5歳児の保育料無料化に伴う関係諸条例の制定は、多くの市民の方々に歓迎されております。「合併しなかったら、このような制度にならなかったでしょうね」。また、「富塚宥暻さんが市長でなかったらできなかったでしょうね」との声であります。笑い事ではございません。市民の方々は、そんなふうにおっしゃっているんです。「市長さん、ありがとうございました」と伝えてほしいとのことでございます。また、「市長さんに負けないように私たちも頑張りますからとも伝えてほしい」とのことでありますので、お伝えをしておきます。

少子高齢化社会、老人介護は、家族介護が社会的介護になります。子育でも社会的子育 てが必要であると求め続けてまいりました私にとりましても、歓迎するところでありま す。しかし、ゼロ歳児からの子育でについて、地域社会は、さらに行政はどうかかわれば よいのかの課題はまだ残っております。 冨塚市長に御期待を申し上げるところでございま す。

話は変わりますが、合併後の議会、多くの市民の方々の傍聴をいただいております。感謝をいたしておるところでございます。「議会での話、やりとり、御理解いただけましたか」と尋ねましたところ、開口一番、「わかりにくい」、「私たち市民の生活に関する話

をしているのでしょうが、話がしり切れになったり、なぜもっとその先まで話し合わないのか」などでございます。「国会などで同じ議会なのに、国会の予算委員会のように、わかりやすい話ができないのでしょうか」とのお話をいただきました。この傍聴をいただいております方々の声を理解し、簡潔明瞭にお伺いいたしますので、御答弁もまた簡潔明瞭にお願いをいたします。

まず最初に、市民生活の安全対策についてお伺いをいたします。

私は、8年前から発がん性の高いアスベストという物質を、市民の住環境から排除する 対策を求め続けてまいりました。このたび、田村市は、市長の努力で、田村市所有の建物 から、1年もたたない短い時間で完全に除去されました。これは、全国に例を見ないほど の早い処理だと理解し、市長の御努力に感謝をいたしております。

しかし、民間にありますアスベストは手つかずのままでございます。民間にあります大量のアスベストは、建築基準法により行政に強要され、やりたくないのにやらされた犠牲の産物であると考えることができます。行政の責任は重いと考えます。行政の責任で除去できる対策を立てるべきだと考えますが、本件に対する市長のお考えをお伺いをいたします。

さらに、過日、死んでいるヤマドリを見つけた市民から、その処置を尋ねられ、私は、「直接触らないでビニール袋に二重に入れ、市役所に届けるように」と答えました。鳥インフルエンザを想定したからでございます。市役所から、「持ってこないで、土に埋めるようにと指導され、土に埋めてしまいました」とのことであります。今、世界を挙げて鳥インフルエンザ対策が叫ばれている今日、もっと野鳥の死骸に関心を払うべきと考えますが、具体的職員の指導と市民周知についてお伺いを申し上げます。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。
- **○産業建設部長(塚原 正)** 57番照山成信議員の市民生活の安全対策についての御質問に お答えをいたします。

初めに、公共施設以外にあるアスベスト除去対策の具体的対処方針について申し上げます。

県では、健康被害、建物解体、石綿廃棄物の処理について相談窓口を設け、対応に当たっております。田村市におきましても、市政だより10月号にアスベストの種類、主に使用されている場所、除去工事に関する届け出先等を掲載し、正しい知識と理解が得られるよう、情報提供に努めているところであります。また、民間施設については、所有者に対し

て、どのようにしてアスベスト使用の有無を確認するか、また、使用が確認された場合の 除去方法について調査・分析機関や除去に関する専門業者の紹介とあわせて、適切で正確 な情報を伝え、市民の不安解消を図ることが重要と考えております。

今後、田村市としては、公共施設以外のアスベスト除去対策について、県と十分協議して検討してまいります。

次に、野鳥の鳥インフルエンザに関する職員指導と市民周知について申し上げます。

昨年6月に、茨城県において高病原性鳥インフルエンザが発生して以来、茨城県内では多数の農場に発生したことから、福島県内への感染も心配されたところであります。福島県においては、昨年6月に1,000羽以上飼養している養鶏農場の聞き取り調査を行い、7月には、59カ所について家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、すべて陰性の結果が出ております。さらに、昨年11月からは、県内各家畜保健衛生所が毎月2農場を選定して、ウイルス分離、血清抗体検査を実施しているところであります。

また、高病原性鳥インフルエンザが発生した時点で、福島県県中家畜保健衛生所長より、「家きん等飼養者に対する防疫対策の徹底と異常が認められた場合の迅速な届出」の通知がありましたので、田村市といたしましては、その通知に基づき、鳥類の飼養者57名の方々に対し周知したところであります。

ヤマドリなどの野鳥は、本病以外にもさまざまな細菌や寄生虫を持っていることもあり、特に死亡した野鳥の取り扱いについては、鳥インフルエンザだけではなく、細菌や寄生虫が人の体に感染するおそれがありますところから、防止対策を講ずることが重要であります。その対応策としては、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずに、ビニール袋に入れ、きちんと封をして廃棄物として処理することが大切であり、万一野鳥が密集して死亡している場合や、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合には、市に連絡をいただき、県の関係機関と連携して対応してまいりますとともに、対応方法の徹底をお知らせ板で市民の皆様に周知してまいります。

〇議長(三瓶利野) 照山成信君。

○57番(照山成信) 部長さん、こういうやりとりになっちゃうから、市民の傍聴者もわからなくなっちゃうのね。私が聞いたことについてまず一番先に答えて、それからこういうふうなこともありますよというふうな話をしていただくと、傍聴なさっている方にもわかりやすいと思うんですよ。

私、もう一回整理をしますから、再度お答えいただきたいと思います。

一つは、公共事業以外のところにある、例えば、これが民間の建物だったとして、この 裏板当たりの鉄骨の中には、もう相当アスベストが吹きつけられておるんですよ。営業の 問題になって発展なんかすると困りますから、特定な場所は指摘して言った方がいいんですが、そういうふうなことをすると営業に影響がありますから私は使いませんけれども、 大きな建物の、特に鉄骨で建てられている建物には、ほとんどアスベストを吹きつけなければならない。これは、建築基準法に決められておるんです。しかも、はりを持って、要するに25ミリだったら、まだ5ミリ足りないから、もう5ミリ吹きつけないと建築許可おりないよという、そういう法律に基づいて行われて建てられている建物なんですよ。本当は、建築主にお聞きをしましたら、「ペンキを塗りかえても、こういうふうな強度は保っことはできるから、そうしたいんだ。その方が安いんだ」と。「でも、アスベストを吹きつけないといけないからと言われてやりました」と。「ところが、今日、こんなふうになっちゃって、どうしていいかわかりません」というのが一般の市民の感情でございます。

ですから、行政が、みずからの責任指導によって行われた行為ですから、行政がこの解決に努力をするというのは理の当然だと私は思うんです。そういうことについて、要するにあなたにおただしをしているわけですから、一般論として、いや、こういうことがあります、こういうふうにしましたというだけの話では、私に対するお答えにはならないと。それから、安心して田村市とつき合っていると、こういうふうにいろいろきめ細かに自分たちの生活が支えられているんだなという、納得できるような結論に到達したいということが1点でございます。

それから、野鳥の死骸の問題でございますが、これは全世界で大型の鳥が死んでいる場合には、鳥インフルエンザを疑うという対策で、完全に封じ込められるのか。鳥インフルエンザは、他に及ぼさないという対策が最善だということですから、土に埋めるというのも一つの方法でしょう。ですが、他の病気に侵されている場合も想定されるから、検査をしないで埋めてしまうんではなくて、今、鳥インフルエンザがこれほど世界的に問題視されて、人間の間を渡り歩いているうちに、大量に人間に害を及ぼすようなウイルスに発展するという危険性があるというふうに、もうこれは世界の常識になっていますよね。そういうものを気づかって、市民がその鳥を食べないで、「これ、なじょしたらいいべ」と心配して対応したものに対しては、適切なやっぱり対応の仕方が求められているのではないかと、こんなふうに考えるところでございますから、再度、この2点についてお尋ねを申し上げますので、お答えいただきたいと思います。

- 〇議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。
- **○産業建設部長(塚原 正)** 再質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の民間居住建設物のアスベスト除去対策についてでございますが、まず考えられることは、こういう建物の資材として、こういうものがアスベストですよということを市民の方々に認識をしていただきたいということでございます。私ども、限られた職員の中で、民間の建物を1棟1棟調査しますのには限界がございますので、そういう点で、市民の方に認識をしていただきたい。その上で、アスベストが使用されているという疑いのあるものについては、市の方に御相談をいただきたいということであります。そういう中で、私どもができる範囲内で御指導・御支援をしてまいりますので、そういうことで対応をしていきたい。

また、先ほどの議員の御質問の中で、地方公共団体あるいは国が責任を持ってそういう ものを除去する対策を立てなくちゃいけないという内容でありましたが、財源的には非常 に多額のお金がかかると思われます。したがいまして、市で全部負担するのか、あるいは 一部的に補助金を交付してアスベスト除去の対策を講じていくのか、財源的にも検討しな ければならない点があると思いますので、御検討をさせていただきます。

それから、鳥インフルエンザ関係の死亡した野鳥の処理でございますが、田村市には専門の職員がございません。どうしても、県の家畜保健所の方に、その指導、技術の提供を頼らざるを得ないということでございますので、県の家畜保健所の方とも十分に協議して対応に当たってまいりたいというふうに考えます。

- 〇議長(三瓶利野) 照山成信君。
- O57番(照山成信) それでは、再々質問をいたします。

確認をしておきたいことがございます。建築基準法等により、ある意味で法律に縛られてつくられたものに対する責任は、要するに所有者任せにしないで、行政も真剣になってこれを取り除くということになっていく方向で政策検討をしていただきたいということでございます。

それはどういう意味かというと、学校や公共の施設になぜアスベストを置いてはだめかというと、暴露して、30年後に発がんしてくるということが明らかになっている物質だから、公共な建物にあろうと、民間の建物にあろうと同じ考え方で、やっぱり市民の安全を確保していただきたいというふうな意味で、例えば多額の金がかかっても、それは将来のために、30年かかっても50年かかってもその負債を背負って解決していくというぐらいの

やっぱり気構えを、地域の市民の方々と一緒につくっていくということを確認しておきたいと、こんなふうに思いますので、簡単でございますから、その決意のほどをお伺い申し上げます。

- 〇議長(三瓶利野) 塚原産業建設部長。
- **○産業建設部長(塚原 正)** 再々質問にお答えをいたします。

ただいま地方公共団体、いわゆる私どもでいいますと、田村市が責任を持てというような御質問の内容でございましたが、先ほどの再質問にもお答えしましたように、公共の建物であろうと民間の建物であろうと、市民の健康被害を防止するのが我々の務めだというふうに十分認識はしております。その対策として、いわゆるどういう方法で除去を促進させていくのか、現段階では、先ほど申し上げましたように、お知らせ板あるいは広報等で周知を図ってやってきたところですが、今後も十分広報で周知させていただいて、対策等の検討もさせていただくよう検討してまいりたいと思います。

- 〇議長(三瓶利野) 照山成信君。
- **〇57番(照山成信)** 御努力いただきたいと思います。私も一生懸命努力します。 それでは、2点目に移ります。

次に、クラスター方式による各行政局の行政執行についてお伺いを申し上げます。

行政局長による現地解決型の行政執行は、クラスター方式の行政手法を目指す田村市合併の命と考えてもよいほど重要なことだと理解をしております。市民の期待も大きいものと考えます。そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

一つは、この1年間のクラスター方式による行政執行のあり方についての最大の関心事は、行政局長の現地解決型の行政執行ができたかどうか。各行政局の実態について、市民に対して、これが現地解決型の行政執行なのだと示せるものがあったら御例示をいただきたいということが1点でございます。

次に、具体的な事例をもとに御質問すればわかりやすいのでございますが、その責任を 個別の職員に求めるために質問しているわけではございませんから、その行政のあり方が ただされればそれでいいというふうに思っておりますので、個別なことは申し上げないで 一般論としてお尋ねを申し上げます。

市民の方から、行政局と本庁の間を行ったり来たりしなければならないことがたびたび あると訴えられました。業務執行上のすみ分けができていないのではないかと心配である ので、何が問題なのか、さらには、これに対してどういう解決策で臨もうとするのか、こ の2点についてお伺いをいたします。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。相良総務部長。
- ○総務部長(相良昭一) クラスター方式による各行政局の行政執行についての御質問にお答えをいたします。

初めに、行政局長の現地解決型の行政執行ができたか。各行政局の実態について申し上げます。

これまでの一般質問でもお答えしてまいりましたが、田村市は、旧5町村がそれぞれの 地域が持つ個性や特徴を尊重し、また、これまでの独自に行ってきたそれぞれの地域のま ちづくりを継承し、発展することによって、田村市全体としての発展につなげようとする 考えからクラスター型の合併を行ったところでございます。

そのため、現地解決型の総合事務所としての行政局には、地域振興策の企画立案あるいは産業の振興といった、その地域に密着した課題への対応や一定規模以下の道路等の基盤整備をゆだねるとともに、一定範囲の予算執行権限等を付与しております。また、本庁は、各行政局のこれまでの取り組みを側面から支援し、田村市全体としてのバランスのとれた行政サービスを提供するための機能を果たすとともに、田村市の全市的に対応すべき事務事業を執行しております。

そこで、行政局長現地解決型の行政執行ができたか。各行政局の実態はとのおただしでありますが、各行政局の、各課において窓口、出納業務を初め、生活基盤の整備、産業の振興、生活環境の整備、福祉対策等について、それぞれの地域に対応した事務事業を執行しております。この1年間の行政執行の中で、本庁行政局の事務分掌に合っていない不明確な部分もありましたことから、本庁行政局の事務分掌及び連絡調整について協議をいたしまして、改善を図ってまいりましたので、おおむね期待どおりの行政執行が行われていると思っておりますが、引き続き連絡調整を密にして努力いたしてまいりますし、15番新田耕司議員の御質問でお答えをいたしましたが、行政組織及び機構の見直しについても行っているところであります。

また、具体例とのことでありますが、ある行政局では、市営住宅の水道管が破裂したとの連絡を受けた際には、後の予算対応を依頼する旨の一報を本庁に入れ、即修繕作業に当たりました。また、市内の除雪は15センチ以上が目安となっておりますが、高地等のため局地的に積雪が多かったり、吹きだまりで交通に支障があると判断した場合は、行政局として除雪の対応をした旨の報告を受けているところであります。

次に、事務執行上のすみ分けができていないのではないかについて申し上げます。

御指摘の件につきましては、既に担当部署に指示をいたし、改善をいたしましたので、 現在は、市民の皆様にそのような御迷惑をかけるようなことはないものと考えております。 なお、先ほど申し上げましたように、この1年間の行政改善運営を行った結果をもと に、今後、よりよい行政運営が図れるよう、職員の意識改革も進めながら、積極的に引き 続き改善に取り組んでまいります。

- 〇議長(三瓶利野) 照山成信君。
- O57番(照山成信) 数字で再質問いたします。数字であらわすと、これはわかりやすい話なんですが、これは数字であらわすような話でございませんから、内容が行ったり来たりするんだろうと思います。一つのやっぱり基準をつくって理解した方がいいのかなと思いまして、私の方から御提案を申し上げます。

要するに、クラスター方式の行政執行の根幹は、区長さん方の納得を得る行政になっているのかどうかというのも一つの基準なんだろうと思うんです。だから、そういうふうな意味では、各行政区におられる区長さん方と十分な意思疎通が常に密にとられている。そして、ないものはない、あるものはあるというふうなことについて納得をいただいている、こういうふうな基準が大切なんだろうと、こんなふうに思うんです。雪も、これだけ広範な田村市になりますと、がっちり降るところと全然降らないところが出てきます。そういうときに、区長さん方の御意見が十分に反映されるような行政執行であれば、クラスター型の行政執行の方式というのは成功するんだろうと、こんなふうに考えるところでございますから、一つに、区長さん方と綿密な体制確立を図るということがクラスターの柱になるというふうに御確認をいただきたいと、こんなふうに考えるところでございますが、いかがですか。

- 〇議長(三瓶利野) 相良総務部長。
- ○総務部長(相良昭一) 再質問にお答えをいたします。

ただいまの御指摘でございますが、行政区長の皆様方の連絡調整というふうなことでございましたが、当然のことながら、その地域における実情につきましては、私どもより区長様の方が一番よく御理解しているということは、そのとおりであるというふうに思っておりますし、道路の改良、さらには除雪等々につきまして、現状も連絡調整をやりながらやっている状況でございますが、さらに連絡調整を密にいたしまして対応してまいりたいと考えております。

- 〇議長(三瓶利野) 照山成信君。
- O57番(照山成信) それでは、3点目に移ります。

3点目は、一般廃棄物最終処分場建設についてでございます。 常葉町に建設されている最終処分場の水処理施設の入札結果とその性能保障はどのように確保されているのかを 伺いたいと思います。

私は、この最終処分場の建設について一番心配しておりますのは、船引町水道水取水口の上流に位置し、その管理や事故に直接影響され、取り返しのつかないことになる危険を完全に排除できるのかどうかであります。本件事務を担当する田村広域行政組合は、本件技術的な分野におきまして、全くの素人集団だと私は理解しております。すべて業者任せになっており、だれがその性能についての責任を持っているのか不透明で心配でございます。

ちなみに、具体的な例を申し上げますと、このたび実施設計を請け負った国際航業の実施見積価格は、4億6,588万5,000円ということで入札にかけましたところ、株式会社ダイキアクシス東北支店が2億700万円で落札をしたということでございます。これが、安全だと言って、国際航業の実施見積価格が4億6,000万円にもなる施設を2億700万円、半分以下でできるのかどうかということでございます。そして、しかも半値以下の価格で、私たちが期待するような性能のものが保障されるのかどうかということについて、どのようにお考えなのか御説明をいただきたいと思います。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- **〇市長(富塚宥暘)** 照山議員の簡単明瞭にという言葉でありますので、簡単にお答えいた します。

一般廃棄物最終処分場のいわゆる入札の結果につきましては、おただしのとおり、宮城県仙台市宮城野区の株式会社ダイキアクシス東北支店が2億700万円で、税は別で、入札いたした結果、落札いたした旨の連絡を受けております。また、その性能保障、先ほど4億5,000万円という話がありましたが、見積仕様でやっていきますので、それは受けた業者が当然やれるものと思ってその価格を提示して、その価格で落札したものと思っておりますので、その性能は、今度は管理者、監督者が、それに基づいて設計図書どおりにできるものと思っておりますので、保障するものであります。

- 〇議長(三瓶利野) 照山成信君。
- **O57番(照山成信)** それでは、この際ですからお尋ねを申し上げます。

2億 700万円でできるというふうに市長は断言をされたようでございますが、僕は、つくられる前に、2億 700万円で本当にその水準が完全に保障されるような機能かどうかという検査をしていただきたいと思います。始まってからこうだった、ああだったというのでは取り返しがつかないというふうに思うんです。

もう一つは、2億 700万円でできる、そういうふうなものを、なぜ国際航業は4億 6,500万円、倍以上のそういうふうな積算をしたのかというこの根拠も、行政としては当 然知っておく必要があるんだろうと、こんなふうに思いますので、この2点については、今後の課題としてぜひともやっていただきたいものとして申し上げておきます。

さて、わかりやすい話というふうにお答えになられましたから、お尋ねをしておきます。 この最終処分場をつくる際に、その流域下流の人の同意もしくは説明並びにどういうも のができるかという、そういうふうなことに対する開示、そういうふうなものは法律に決 められておりますが、そういうふうなものに対する配慮はどのようにされ、しかも、船引 町の水道管理者には、どのような連絡、御説明がなされているのかについてお尋ねをして おきます。

それから、あと2点は、法律は、最終処分場の年限を、これは何度かやっていますけれども、15年を認めておるわけですね。それを3分の1、5年少ない10年で計画されておりまして、その理由は、迷惑施設ですから、町村合併前の各5町村なり7町村ですか、持ち回ってつくっていくんだから10年にするんだというふうな話でございましたが、合併をするというふうに決まったのは今から2年前ですよね。そのときからこの計画を変更する時間は十分にあったと思うんですが、なぜ現在も10年計画で進むのかについて御説明をいただきます。市民の大切なお金を使うわけでございますから、3分の1も短いような施設をつくる必要はなくて、法律が認めた15年で設計をし直しても、私は長い目で見たら、その方が経済効果は高いんだろうと、こんなふうに理解するところでございます。

2点目は、事故や被害が起きてからでは遅いということからいうと、施設の、特に発が ん性の強いダイオキシンを中心とする、さらには環境ホルモンなどが大量に含んでいる、 そういう物質を市民生活の中で運ぶわけですね。三春町の富沢という焼却施設から、この 常葉行政局内の西向まで運ぶわけですね。そのときの輸送方法、手段、機能、どういうも のでどういうふうにして運ぶのかということが、現在もう確立されているのかどうかにつ いてお尋ねをします。

それから、この関係施設に降った雨水、特にこの飛灰などに触れる危険性のある場所に

降った雨水、これは流域下水道に持ち込んで、春山まで持ち出して、あの流域下水道の処理施設で処理、二重安全装置をかけたらいいんじゃないですかという提起を再三にわたってしておるんですが、それに対して、どうしてそういうふうに具体的に取り組むことができないのか、できない理由を、そういうふうにすることによって、船引町の水道水の取水口の上部にその施設のそういうふうな雨水が流れ込むということはないわけでございますから、その辺、なぜできないのかについての御説明をいただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

〇議長(三瓶利野) 富塚市長。

○市長(富塚宥暘) お答えする前に、いわゆる田村市議会のこういう一般質問とか、あるいは議会を傍聴しても、おもしろくないという御意見だということでありますが、国会は議員同士の討論であります。ですから、それぞれの立場でお話しできると思いますが、執行者になりますと、今は議会と執行者です。執行者の場合は、答弁する側であります。そこに大きな間違いがあると、またこれも迷惑がかかるということから、慎重さを期して「検討する」とか、あるいは「対応する」とかという言葉も使わざるを得ないと思っておりますし、また、今、再質問の中で、通告以外のこともお話をしなければなりません、突然のことで。

もう一つは、この一般廃棄物最終処分場については、広域行政組合でやっております。 1市2町、そしてその中には、田村市の議会代表として10名の方の議員も入っておられます。そして小野町2名、三春町2名、14名の議会議員で、その中でも、議会という立場でお答えし、そしてまたさらには、その中で議決を得ておるところもあります。ですから、こういうふうな関係で、広域と田村市のまた別な角度もあると思っております。その中での田村市として関係することについて触れさせていただきたいと思います。

一つは、先ほどの、15年で国は認めているのに10年はなぜかということでありますが、これは、ごみ焼却場においても、あるいは最終処分場においても、普通嫌がるというふうに認識されて、ごみ焼却場も、三春においては反対運動があって、3回目にようやく場所が決まりました。そして常葉町が、今の現在地を確保できたということであります。そういうときに、住民の方々の理解というときに、10年とは言っていないと思います。10年程度ということだと思いますが、それは合併前であります。もし、その最終処分場が飽和状態になれば、もっと早く閉鎖せざるを得ないかもしれませんし、余裕があれば、地域の住民の方々に再度お話をして延長する方法もあると思います。そういう過程を御理解いただ

きたいと思います。

また、住民に、その下流の方というと、船引あるいは三春、郡山、阿武隈川から太平洋まで、どこまで説明しなければならないかわかりませんが、それはクローズドアップという、その中にあった雨水は循環型で外に出ませんよということであるので、説明はいたしておりませんでしたので、御理解をいただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、広域行政組合とそれぞれの1市2町の議会と住民という立場がいろいろあろうと思いますが、それは、一つの広域で取り組んだ方がよろしいんじゃないかということから、当時の常葉町さんで、貴重な土地、そして皆さんが、迷惑という言葉を使っていいかどうかわかりませんが、そういうふうなことならば、常葉さんに多大な御苦労をかけて、そして当時の田村郡内の町村民はありがたい気持ちでいると思っておりますので、そのことについて、その地域の方々に不安と迷惑をかけないで取り組んでいくという姿勢は、田村広域行政組合の代表理事としても私は責任ある立場上、それは確約してまいります。

- 〇議長(三瓶利野) 照山成信君。
- **〇57番(照山成信)** それでは、市長にお願いをしておきます。

市民の立場からいいますと、田村市の議会であろうと田村広域行政組合の議会であろうと、そういうことは余り関係ないことなんです。市民の立場からいうと、自分の生活にどういう影響があるかということの方が最も大切なことでございますから、その立場の違いやなんかでこの説明をいただかないで、市民の目線で安全か安全でないか。それから、流域下水道につないだ方が、後々のためにもよいんではないかというふうな判断をしてほしいというふうに求めておるわけですから、そのような話でないような取り扱いをいただきたいということでございます。

それから、1点だけお断りをしております。

私は、「議会がおもしろい」という言葉は使っておりませんので、「わかりにくい」という言葉になっておりましたので、おもしろいか、おもしろくないかということが基準になって、この私が市長に御意見を求めたわけではございませんから、そこのところは訂正をしていただきたいと、こんなふうに考えます。

以上2点申し上げます。

- 〇議長(三瓶利野) 冨塚市長。
- **〇市長(冨塚宥暘)** 言葉の違いで大変申しわけありませんでした。「わかりにくい」とい

うことに訂正させていただきます。

- 〇議長(三瓶利野) 照山成信君。
- **〇57番(照山成信)** 短いごあいさつを申し上げます。

議長さん初め、議員各位には、大変御指導をいただきましてありがとうございました。 これが最後の合併特例による議会議員としての最後の定例会になるんだろうと、こんなふ うに思っていますので、長い御・・・御指導をいただきますことを心から感謝を申し上げ まして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長(三瓶利野) これにて57番照山成信君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は11時35分といたします。

午前11時24分 休議

午前11時35分 再開

〇議長(三瓶利野) 再開いたします。

休議前に引き続き一般質問を続けます。

次の質問者、48番箭内仁一君の発言を許します。箭内仁一君。

(48番 箭内仁一議員 登壇)

〇48番(箭内仁一) 48番箭内でございます。さきの通告に基づき質問をさせていただきます。

第1の質問でありますが、行政運営の戦略についてお尋ねをいたします。

厳しい財政状況のもと、一方で住民ニーズは高度化・多様化してまいります。そういった中で、新たな行政システムの構築は必要不可欠であると考えます。新市建設計画の中にある地域個性を尊重し、行政と住民が協働するまち、これを具現化する観点から、また地方分権時代に従来の行政管理、行政運営のやり方から脱却し、合併に伴い新しい行政運営システムの構築という観点からの新たな組織のスタートに大きな期待を抱くわけでありますが、その一方で、住民の行政へのますます高まる依存体質も行政改革の一つの障害になり得るというこの事実も認識した上で、以下の3点についてお伺いをいたします。

一つは、地域個性を尊重し、行政と住民が協働するまち、これを実現するためには、行政に対する住民の理解と信頼が不可欠であると考えます。その手段として、情報公開制度と行政評価制度、政策評価制度と言い改めても妥当であると思いますが、この二つの制度

は必要かつ有効な手段と思います。現在、田村市には、情報公開条例は既に制定されているわけでありますが、行政評価制度導入に対する見解を伺います。

二つ目として、同じく新市建設計画の中に、行政施策を市民と共有する意味からもパブ リックコメント制度導入に対する記述があるわけでありますが、このパブリックコメント 制度導入に対し、どのように広く市民の意見を求め、政策決定に反映させていくのかにつ いてお尋ねをいたします。

3点目として、行政組織体の根幹であり、各部署で最前線のいろいろな問題に直面しながら日々頑張っておられる職員の資質向上についてお尋ねをいたします。

現在も、職員の養成そして研修等については、職場におけるオンザジョブトレーニング、最近使われる言葉でありますが、職場内研修また職場外の研修、自主研修等々、方式でいいますと一般研修、委託研修等もあるわけでありますが、それぞれ職員の養成に対して努力をなされていることとは思いますが、マネジメントサイクルであるPDSCA、プラン、ドゥー、シー、チェック、アクション、このマネジメントサイクルを慣習として職場内に確立させ、体質化した職場風土をつくり上げるこのために、職員の資質向上の一つの手だてとして現在田村市にも規定されておりますが、職員提案規程の活用は非常に有効であると考えます。そこで、この職員提案規程がどのように生かされておるのかについてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。相良総務部長。
- ○総務部長(相良昭一) 48番箭内仁一議員の行政運営の戦略についての御質問にお答えを いたします。

まず、情報公開制度や行政評価制度の導入は、市民の目線による行政運営に必要かつ有効な手段と思うが、これらの取り組みについて申し上げます。

今日、行政が住民に対して果たすべき重要な責務の一つとして、説明責任の確保が挙げられております。住民の理解と協力のもとに市政を推進していくためには、公平性と透明性を高めることが不可欠であり、そのためには、客観的な指標による行政評価制度の導入や行政が持つさまざまな情報の積極的な公表に努めることは、市民の目線に立った行政運営として必要かつ有効な手段であると考えております。

田村市におきましては、情報公開条例を制定し、また、平成18年度より実施いたします 指定管理者制度にも、田村市と同様の情報公開を義務づけております。さらに、現在、田 村市行政改革大綱を策定するため検討作業を進めておりますが、大綱の中でも説明責任の 確保をうたい、より積極的な情報の開示と行政評価制度の導入が重要である旨の位置づけ をしなければならないものと考えております。

次に、パブリックコメント制度導入に対する方策についてのおただしについて申し上げます。

パブリックコメントの手法は、国が平成11年4月から導入をいたしました新たな手法であり、地方公共団体においても、これを導入する事例が多く見られるようになってまいりました。市政への市民の積極的な参画を促し、田村市の施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による市政を推進する上で、非常に有効な手段であると理解をいたしております。従来行ってまいりました各種計画策定における委員の公募等による住民参加、市長への手紙、これから実施をいたします市長と市民が懇談する市民の日などの施策とあわせ、このパブリックコメント制度につきましても、行政改革大綱の中に位置づけてまいります。

次に、市職員の資質の向上の一つの手だてとして、職員の提案規程は有効なものと思うが、それはどのように生かされているかについて申し上げます。

田村市におきましては、平成17年11月1日から施行しております職員提案規程を、田村市の施策及び事務事業の改善に関する提案を奨励することにより、職員の市政に取り組む意識の高揚及び行政効果の向上を図ることを目的といたしております。

これについては、随時提案することができるように整備をいたしましたが、平成17年度におきましては、人事異動に係る希望のための職員調書の提出にあわせて提案を募集いたしました。その結果、 271名の職員から 516件の提言がありました。その内容は重複しているものもかなりありますが、主なものといたしましては、クラスター方式の功罪、行政組織機構の見直し、事務改善、経費の削減、会議時間の短縮、職員研修の充実、観光宣伝のあり方、民間委託の推進、住民との協働、小学校の統合、幼稚園と保育所の一元化、巡回バスの運行などでありました。

さらに、職員研修の充実につきましても、議会の傍聴を初め、本年は職員全員対象の研修を計画しておりまして、公務員の倫理と接遇について、中堅職員は終了いたしましたが、今後、初級職員の研修を計画しておりまして、また、管理監督者研修についても年度内研修を計画しているところであります。

職員から提案をいただいた案件につきましては、提案を具現化するように努めてまいりますとともに、今後も継続して提案を募集し、職員の市政への参加を進めてまいります。

また、公務と民間経営とはなじまない部分もありますが、平成18年4月1日より人事評価システムの導入を図り、より民間に近づけることにより、業績主義を活用した人事考査をすることで職員のやる気の高揚を図ってまいりたいと考えております。

〇議長(三瓶利野) 箭内仁一君。

○48番(箭内仁一) それでは、再質問ということにさせていただきたいと思いますが、まず、第1点目でありますが、行政評価システムの導入について検討するということではありますが、まだ具体的に、行政評価審議会なり政策評価審議会なりといった外部的な評価を先行させるのか、また、それぞれの部局の中で内部的な評価を、これは当然現在もある程度はなされていることとは思いますけれども、ただ、その評価の内容について、我々が知り得るような形にはなっていないということであろうというふうには考えますが、その辺も含めて、できれば、私はこの行政評価に関しては、内部評価も当然必要なことでありますし、ただ、そこに一般の市民の方々の判断というものも当然必要になってまいるわけでありますので、行政と住民が一体となったような形での評価というものも当然あってしかるべきでありますし、それが住民の理解と信頼につながるものだというふうに考えておりますので、そのことを今検討するというふうな御答弁ではありましたけれども、どのようなスケジュールプランでそれを形になされるのか、もしそういったものが存在するのであれば、そこまで踏み込んだ御答弁をお願いしたいということであります。

それから、パブリックコメントについては、市長への手紙とかいろいろ目安箱的なもの、市民の日の設置とか、それは大変結構でありますので、そういった方向でぜひ迅速に進めていただきたいと思います。

それから、再質問の2点目になりますけれども、職員提案規程の件でありますが、516件の提案がなされたということで、職員提案規程の中には、審査会を設けて、その職員の提案に対する入選・佳作等の判断もするんだというふうな規定になっておるようでございますが、今年度実施した案件について、そういったことはなされたのかどうか。それはしないでも有用と思われるような提案については、それの実施に向けて政策の中に組み込んでいくということなのか、この2点について質問等させていただきます。

〇議長(三瓶利野) 相良総務部長。

〇総務部長(相良昭一) 48番箭内仁一議員の再質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の行政システムについてのおただしでございますが、現在、監査委員事務 局の方で、平成17年度の工事箇所の外部の専門家による外部監査を実施しているところで ございます。今後の評価システムの概要につきましては、内部評価さらには外部評価というふうな手法があろうかと思いますが、それぞれの評価は必要であるというふうに認識しております。当然、内部のみならず、外部の評価を含めた形でこのシステムを構築しなければならないというふうに考えております。今後の状況については、でき得れば平成18年度には、それらの方向性は出してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目でございますが、先ほどお話し申し上げましたように、516件の提案がございました。これについての審査並びに表彰の有無というふうなことでございましたが、提案制度につきまして、11月ということでございましたから、この表彰関係、審査関係についてはございません。本年度につきましては、合併直後のさまざまな事務事業に時間をとられてしまったということはあろうかと思います。今後につきましては、十分提案制度の趣旨にのっとった形で進めてまいりたいというふうに考えております。

この職員の提案につきましては、提案しても、それを実行しなければ職員の高揚にはつながらないということであろうかと思いますので、 516件の中身を十分精査をいたしまして、でき得るものは速やかに実施をしてまいりたいと。そういう提案もございますので、すぐできるものはということで、現在件数がちょっと多いということから、中の精査がまだとれていないという状況でございますので、そのような形で対応させていただきたいというふうに考えております。

〇議長(三瓶利野) 箭内仁一君。

○48番(箭内仁一) それでは、ただいま総務部長が答弁の中でおっしゃられたように、職員一人一人がやっぱり市民の目線に立った行政判断なり、自覚というものも当然必要になってくることであろうと思いますので、そういった現在あるシステムを有効に活用いただきまして、市民の目線に立った行政システムの構築に努力をしていただきたいというふうに思い、次の質問に移らさせていただきます。

第2の質問といたしまして、田村地域イントラネット整備事業の光ファイバーの芯線余 剰分開放についてお伺いをいたします。

現在、圧倒的な通信速度を誇る光ファイバー通信の恩恵を田村市内において享受できる 地域については、NTT東日本の光ファイバー通信は、ただいま供用開始になっているの は、旧船引町船引の一部と東部台のみということであろうかと思います。新市建設計画の 中にも、田村広域行政組合地域イントラネット施設整備事業によって整備された光ファイ バー芯線の余剰分を住民に開放して、地域情報化の基盤づくりに資していくんだという記 述もあるわけでありますが、この公共的な光ファイバーの一つのシステムでありますので、これを住民に開放するという上では、当然公平性の問題等々もあろうかと思います。

ただ、ただいまNTTの供用地域外の地区に住む人間にとって、また、情報通信等に関心を持っておられる住民にとっては、大変これがなされれば快適な通信環境の中でインターネット等々の利活用ができていくということでございますので、できるだけ早く、かくいう私のところも供用地域外でありますから、ぜひそういった開放に向けて、一日も早く実現していただきたいなというふうな思いを持っておるわけでありますので、これについて、どのような手法で進めていくのかについて、もし具体的な方策をお持ちであれば、お示しをいただきたいと思います。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。冨塚市長。
- ○市長(富塚宥暘) 次に、田村地域イントラネット整備事業の光ファイバー芯線余剰分の 開放についての御質問にお答えいたします。

地域イントラネット基盤施設整備事業は、光ファイバーによる情報通信基盤、いわゆるイントラネットを構築し、インターネットや学校教育支援システム、公共施設情報案内システムなどを利用した生活環境の整備促進を図る目的で、平成15年度に田村郡7町村で構成する田村広域行政組合が事業主体となって広域連携により取り組んだ国庫補助事業でありますが、田村広域行政組合事務所に設置された田村地方情報センターを核として、平成15年12月1日から、現在は、1市2町の公共施設や市内への小中学校33校すべてを光ファイバーで結び、テレビ会議や映像ライブラリーなどの学校教育支援システム、ネットワークカメラによる災害時の河川情報を提供する広域行政情報システムなど、インターネット技術を活用した住民サービスの提供に努めてまいっておるところであります。

おただしの光ファイバー芯線の余剰分開放につきましては、ただいま申し上げましたように、本事業により整備した光ファイバーなどの情報通信設備一切が、事業主体である田村広域行政組合の帰属する財産となりますことから、当該組合において構成団体との協議のほか、組合としての議決などが必要となってまいります。

また、国が定める余剰芯開放の条件の一つとして、制度上事業主体、この場合、田村広域行政組合が住民に直接開放することはできず、光ファイバーを所有する田村広域行政組合と電気通信事業者間で賃貸借契約を結んだ上で、電気通信事業者が、住民向けの高速、超高速インターネットアクセスサービスの提供を行うことになります。さらに、情報化の進展に対応した住民サービスの向上という広益性を求められている条件も定められてお

り、実施に当たっては、民間事業者である電気通信事業者が、利用者のニーズや事業の採 算性などを考慮することは当然考えられますが、田村広域行政組合に対する電気通信事業 者からの賃貸借に向けた働きかけは現時点ではないと伺っております。

なお、船引町の一部地域においてNTT東日本による光通信サービスが平成17年7月から開始されましたが、国においても、2010年を目標とする地域間の情報格差是正を掲げ、 そのための方策を検討しているようでありますので、今後は、市内全域において一定の住民ニーズが確保されるよう期待しつつ、電気通信事業者みずからの取り組みを要望するとともに、田村広域行政組合に対し、具体策の検討を求めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(三瓶利野) 箭内仁一君。
- ○48番(箭内仁一) おおむねわかりました。制度上、直接開放はできないということでありますが、現在、これは田村市の問題ではなくて、事業主体が行政組合でありますので、ただ、市長には、理事長という立場もおありかと思いますので1点だけお伺いをしたいと思うんですが、この電気事業者、現在のところその申し込みがなかったということでありますが、このイントラネット整備の電気通信事業、管内に、俗に言うブロバイダー的な運営をなされている事業者が何名ぐらいおられるのか、もしおわかりであればお教えをいただきたいと思うんですけれども。
- 〇議長(三瓶利野) 冨塚市長。
- ○市長(富塚宥暻) 電気通信事業者1社であります。これは、先ほど申し上げましたように、NTTということであります。

なお、市民の立場からいくと、いろんな携帯電話の不通話、あるいは今申し上げましたように、光ファイバーが入らない地域、これらの格差を是正するために、2010年を目標として国の方が動いておりますので、田村市としても、あるいは田村広域行政組合としても、そのような国に準じて、一刻も早くそういう住民のニーズにこたえてまいりたいと考えておりますので、お答えといたします。

- 〇議長(三瓶利野) 箭内仁一君。
- ○48番(箭内仁一) わかりました。できるだけ早く、これは、現在NTT東日本も、光通信に関しては大変その普及の度合いを推進をしておられるようでありますが、既存のこういった回線をぜひ早目に、余剰分があるわけでありますので、使用できるような環境にしていただきたいなというふうに思います。

それぞれ、さきの先輩議員各位も申し上げたところでありますが、私も今回が最後の一

般質問になろうかと思います。在任中、市当局を初め、同僚議員の皆様方に大変お世話になったことに感謝を申し上げ、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(三瓶利野) これにて48番箭内仁一君の質問を終結します。

昼食休憩のため休議いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休議

午後0時59分 再開

○議長(三瓶利野) 再開いたします。

申し上げます。60番大和田一夫議員は、午後欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

休議前に引き続き一般質問を続けます。

次の質問者、10番先崎温容君の発言を許します。先崎温容君。

(10番 先崎温容議員 登壇)

〇10番(先崎温容) 在任特例最後の最終日の一般質問でございます。お昼も終わりまして、皆様、まぶたも重くなるかとは思いますが、どうぞお聞きいただきたいと思います。

それでは、早速ですが、在任特例期間最後の一般質問をトリということで行いたいと思います。

まず、1点目の「予防医療」についてであります。

9月に引き続き、やはりこの問題も緊急を要し、かつ多くの市民の願いであると感じ、今定例会も重要事項と考え、質問いたします。

全国の高齢化率が人口15%を超え、「高齢社会」という未曾有の時代に突入しました。 また、2025年には、成人人口の半分が50歳以上という超高齢者社会を迎えます。今後起こ り得るだろう事態、すなわち医療費の急激なはね上がりであり、保障給付費の増大が起こ るということであります。当然ながら、税金である程度が賄われるということであり、今 後は消費税等などの税金負担もふえざるを得ないと安易に予測されるかと思われます。

そういった現在、私たちが模索しながらも実践していかねばならないことは、いかに予 防事業、すなわち病気にならない、けがをしない、事故に遭わない、認知症にならないと いった働きかけを、適当かつ有効に展開していくかということにあると考えます。そのた めには、社会不安といった漠然としたものへの原因の解消にも努めなければならないと考えています。「心身ともにいつまでも」といった社会環境の実現のためには、行政もしかり、地域社会の協力、家庭の理解、本人の自発や頑張りが真摯に連携していかなければなし得ないと考えます。

将来生じると示唆されている歳出の増加を抑えながら、市民のいつまでも元気でいたいという本意を実現するためには、田村市として予防医療をさまざまな形で提供でき、より多くの市民に積極的に享受してもらうことが大切であります。そのためには、適当な施策の策定に時間がかかったとしても、予算がないという理由は言語道断であり、いかに将来の市民のため、そしてその母体である田村市のために、できるだけ早い時期に先行投資を決断し、有効な事業を展開していくかに尽きるだろうと考えます。

以上のような見解を持って、以下の質問に臨みます。

市では、高齢者の日ごろのニーズや悩みを具現化し、解消するための受け皿はあるか。 高齢者に老人福祉施設利用を無料開放し、送迎サービスも、デマンド交通のように低価格で実施するといった考えはあるか。

老人福祉施設のみならず、地域の集会所や学校の空き教室等も含めて、健康セミナーや各種イベント、または勤労意欲の維持、すなわちものづくりや商工観光とのタイアップも勘案した「心身ともにいつまでも事業」といった、総合的予防医療事業を検討してはどうか。その際、可能ならば学童保育事業の一環、すなわち三世代交流事業としてつなぎ合わせることも検討の余地ありと考えるがどうか。

市内のそれぞれの地域において、例えば老人福祉施設の入浴などの市民還元型サービスをある程度の幅で提供し、多くの市民が享受できるのが当然ながら望ましいと考える。そういった施設やサービス提供ができる場所がない地域には、今後既存の施設の充実も含めた新設を検討すべきと考えるがどうか。

以上、答弁を求めます。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。
- **〇生活福祉部長(秋元正信)** 10番先崎温容議員の「予防医療について」の御質問にお答え いたします。

初めに、高齢者のニーズや悩みの受け皿について申し上げます。

高齢化社会に突入し、今後ますます高齢者の自発や頑張りが当然必要になってくるもの と思われます。このような社会情勢に対して、高齢者のニーズや悩みも多様化しているも のと思われ、田村市といたしましては、高齢者を含めた一般市民に対して「市長への手紙」 により要望や御意見などをお聞きして、市政への反映を図っているところであります。

また、在宅の要援護高齢者に対して、保健師を初め民生委員の方々にも訪問をいただいているほか、高齢者のニーズや悩み等をお聞きするなどの事業を、各行政局の単位老人クラブにお願いをいたしまして、友愛訪問活動等を実施しているところであります。

次に、老人福祉施設利用を無料開放し、送迎サービスもデマンド交通のように低価格を 実施する考えはあるかについて申し上げます。

現在、滝根町針湯荘は、通常、市内の老人クラブ会員につきましては、午前8時30分から午後4時30分までが240円、午後5時から午後9時までが120円という低料金で利用していただいております。また、平成18年度から、70歳以上の市民の高齢者に、船引総合福祉センターへの月1回の無料招待券を配布することとしております。

また、送迎サービスについてはデマンド交通のようにとのことにつきましては、老人福祉施設の送迎バスは、施設利用者の送迎を目的としておりますので無料で実施しております。デマンド交通システムにつきましては、25番吉田文夫議員、31番渡辺ミヨ子議員の御質問にもお答えいたしましたが、道路運送法等の諸手続のほか、地域の実情と、現在実証試験運行している「船引らくらくタクシー」の運営状況の推移を見きわめながら、今後十分検討させていただきたいと思います。

次に、総合的予防医療事業を検討してはについて申し上げます。

現在実施しております乳幼児健康診査、老人保健事業で行っております健康教育、診査、相談、訪問など、さらには高齢者を対象とした生きがいづくり事業などがそれらに当たる主な事業と考えられますことから、これらを今後の保健事業計画等に組み入れ、特に近年取りざたされております食育事業、健康の第一歩は食にあることを認識し、食育の大切さを考慮しながら、平成18年度からは地域的な疾病の病別データを参考に、疾病の傾向なども勘案し、保健師等の指導により、総合的な予防医療事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学童保育事業とのかかわりにつきましては、関連施設等の連携を図ることにより、できるものから随時取り組んでまいりたいと考えております。

次に、老人福祉施設のない地域に新設の考えはあるかについて申し上げます。

老人福祉施設を新設する計画については、既存施設の整備・充実を図りながら、さらに は利用状況等を十分精査し、今後どのような地域にどのような老人福祉施設が必要なの か、市民の皆様の御意見を拝聴しながら検討させていただきたいと思います。

- 〇議長(三瓶利野) 先崎温容君。
- ○10番(先崎温容) ただいま部長の方から答弁をいただきまして、私の要旨といたしましては、要は、いかに市民の方々が医療機関等に通う必要がないような環境にするか、これが最終の究極の目的であります。この部分に関しては、いろいろな方面からの考え方、アプローチの仕方、そういったものがあるかとは思いますが、身体的に申し上げれば、いわゆるもう単純に言えば健康の維持をいかにできるか。そしてまた精神的には、先ほど部長の方からもありましたが、ニーズの多様化、そこの部分が非常に難しいところで、例えば地元の方々にお聞きすると、近場で、集会所やそういったところで楽しみがあれば行きたいという方は当然いらっしゃいます。しかしながら遠くの、例えば隣町とか、そういったところのクリニックに何で通うかというと、地元じゃないから通うという、いわゆる言葉はあれですが、自分のところの嫁さんとか隣のばあちゃんだとか、いわゆるそういうふうないろんな話をストレス解消のためにしてくるのが好きだからといって、そういうふうなクリニックの車に乗って行かれる方もいらっしゃいます。

そういったところで、行政で予防医療事業関係に関してのサービスには、事故があった場合の関係とか、いろんな部分で限界があるかと思われます。そこで、事業展開の一端を専門の企業等に委託を検討する余地があるのではないかと。例えば例を挙げますが、滝根町議時代から私も一般質問させてきていただいた茨城県の大洋村、9月にもさせていただいたかと思いますが、茨城県の大洋村は、もう本当に国保税の半減を実現したところで、株式会社つくばウエルネスリサーチ、こちらは筑波大学のベンチャー企業です。こちらに委託をいたしまして、高齢者の転倒予防を促し、最適な運動プログラムを科学的データに基づき提供しており、全国の20カ所以上に、現在では30カ所以上になっているかと思いますが、そういったプログラムを提供している会社でございます。やはりこういった予防事業関係を専門にやっている企業もございますので、そういった企業関係からいろいろ情報を入手するなり、それを市独自でできるんであれば、職員の方々に事業展開していただくのもしかり、また、企業関係にその委託をする価値があると検討できるんであれば、その部分も進めていければどうなのかなということで、再質問は、その専門業者関係を予防医療の事業関係に取り入れていく方向を検討できるかどうかお伺いいたします。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。
- **〇生活福祉部長(秋元正信)** 先崎議員の再質問についてお答え申し上げます。

先ほどお話ありましたように、転倒予防教室等、各行政局でそれぞれに事業は展開してございます。それらにつきましては、積極的に参加と。私たちの行政の中から見れば、引きこもりを、少しでも皆さんのところに参加しながら情報交換というふうなことで、今話がありましたように実施しておるわけでございますし、また企業等の協力依頼、こういうこともございますが、田村市、今合併しまして、とにかく毎日があすへあすへと進むことでございまして、早急な対策を講じる必要があるということでございますので、職員の研修、また企業等への研修参加、そういうものを見ながら今後検討して、早急な対策を講じなくてはならないということは重々知っておりますので、今後それらについては検討させていただきたいなと思います。

〇議長(三瓶利野) 先崎温容君。

〇10番(先崎温容) 前向きに検討していただきたいと思います。

次に、「学童保育について」の質問に入りたいと思います。

その前に、本定例会に提案されました市独自の7億円を超える子育で支援策、非常にすばらしいもので、子育で世代のみならず、孫がかわいい高齢者の世代からも、「合併してもよいことがないと思っていたけれども、たった1年で、合併もよかったと思えることができた」との声が多数上がっています。全国からも注目のまとになる次世代育成支援策を示唆した市長の手腕、また、それを実現させるだろう議会、その母体であるこの田村市に対して心から市民の一人であることに誇りを感じるとともに、幸せな思いがこみ上げてきます。そのような考えにふけりながらも、さらに次世代育成支援、充実を図るべく質問に入ります。

児童福祉法第6条の2、第7項には、「この法律で放課後健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とあります。この放課後児童健全育成事業が学童保育に当たるとされています。

また、学童保育連絡協議会によれば、「共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子供たちの毎日の放課後(学校休業日は一日)の生活を守る施設が学童保育です。学童保育に子供たちが入所して安心して生活を送ることができることによって、親も仕事を続けられます。学童保育には、親の働く権利と家族の生活を守るという役割もあります」とうたっています。

現代社会は、核家族家庭の増加や男女共同参画の流れ、または男女雇用機会均等法の成立によってなど、子供たちを取り巻く養育や教育、または保育の環境が急変してきています。そのような中、私たちは後世へ、すなわち子供たちへ、道徳的な精神と温かい心を伝えながら、将来の夢や希望をはぐくみ、社会的な義務や責任を教えていく責務を負っているはずであると考えます。

当然ながらそのためには、子供たちを取り巻く現状を多角的な視点で詳細に調査・分析することはもちろん、その後の展望を推定しながら、その現状をいかに充実させるように導いていけるかが私たちの使命であります。問題が大きくなって、声が上がるのを待つような受け身な行政では頼りないと市民は思っているのではないでしょうか。何となくという日常に潜む不安を取り除いてもらいたいとだれもが思っているのではないでしょうか。次世代を担う子供たちを立派に育て上げようとすることに何の迷いがありますか。

「最近の若者は……」という言葉の本心はどこから来るのでしょうか。若者に対する情けなさ、もしくは叱咤激励でしょうか。よき先輩が情熱あふれる後輩を育て、その後輩が、先輩の子供らの代にしっかりと是非を伝えていく、その子供たちは、やがて大人になり、また後輩たちに世の中のすばらしさを教え、大切な流れができるのではないでしょうか。今私たちがなすべきことは、互いに手と手を取り合って、10年、20年後のこの田村市のために大切であると思えることであるならば、希望と愛情を糧に、勇断を楯にして後輩諸君を情熱を持って心からはぐくみ、真摯なる取り組みを遂行していくことにより実現を信じて邁進すべきものであると考えます。

そのような意識のもと、学童保育の原点を考えてみたいと思います。

憲法以前となろうかと思いますが、まずは、子供たちに保障すべき自然権として、「どの子も健やかに育つ権利」があることは、だれしもが否定しないことであります。また、憲法を初めとするさまざまな条約・法律、条例は、「子供たちが健やかに育つ権利」を全うすること、すなわち保育を必要とする子は、幼児であれ小学生であれ、どの子も充実した保育を受けられることを約束し、その精神の確固たる位置に立たなければならないということであります。

そういった意味でも、政府や自治体が先頭に立たない限り、保育を必要としない子供たちを含めたすべての子供たちの健やかな成長、育ちはあり得ないのではないでしょうか。 そのためには、学童保育の対象を、いわゆる「保育を必要とする」小学生全般に規定し、 低学年児童だけに限定しないこともしかりであろうかと考えます。また、保育を受ける時 間を放課後や長期休業日だけに限定せず、学校休日でも継続されるべきではないでしょうか。

以上のような見解のもと、以下の質問を行います。

- 一つ、市内における学童保育は、地域間(行政局ごと)に差異はあるか。
- 一つ、子育て世代の要望等を広くかつ詳細に集めるための受け皿はあるか。

児童館や小学校のみならず、保育園、幼稚園等も学童保育施設として連携していくこと も検討すべきと考えるがどうか。

子育て世代の現状、例えば核家族家庭には非常に多く見受けられるが、二世代以上の同居であっても、両親等が現役で働いている家庭などでは、子供が幼稚園のときまでは奥さん方はパートなどの就業が可能だったが、就学と同時にパートタイムも難しく、働きに出ることができないなど、そのような実情を行政ではどの程度の問題として認識しているのか。

最後に、文部科学省の「地域教育力再生プラン」により、滝根町の菅谷・広瀬小学校における「めだかの学校」、大越町の上大越・下大越・牧野小学校及び大越公民館における「大越町地域子ども教室」が実践され、大変好評だと聞き及んでいます。今後、市内におけるそれぞれの地域性を勘案しながら、学童保育の充実、地域教育力向上のための一つとして、滝根・大越で実践されている事業の継続は当然ながら、市全域に取り入れる考えはあるか。

以上答弁を求めます。

- 〇議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。富塚市長。
- ○市長(冨塚宥暘) 「学童保育について」の御質問にお答えいたします。

初めに、市内における学童保育は、地域間、いわゆる行政局ごとに差異があるのかにつきましては、現在、滝根町、都路町が自由来館型の児童館、船引町が学童保育として市長所管事業として行っております。また、大越町、常葉町が教育委員会所管事業として学童保育を行っております。このようなことから、平成18年度からは、すべて市長所管事業として学童保育を一元化し、各地域の特徴を生かしながら行ってまいりたいと考え、今定例議会に田村市放課後児童健全育成条例を御提案させていただいたところであります。

また、保育料につきましても、無料のところと有料のところがありましたことから、すべて無料にすることで御提案させていただいております。

次に、子育て世代への要望等を集める受け皿について申し上げます。

子育て世代への要望等につきましては、日々、各行政局や保健センターなどの施設においての相談などを、それぞれの事案内容により保健師、民生児童委員、児童館運営委員会や各保育担当者会、保育所長会、保健福祉課長会などにより対応させていただいているところであります。また、保育所、幼稚園、小中学校のそれぞれの保護者会、PTA連合会などの組織としての要望、あるいは児童遊び場のように地域の子育て支援事業につきましては、行政区長さんから直接要望を受け、対応をしているところであります。

また、今後は、子育て支援センターのようなところで子育て世代の方々の相談に対応で きるよう検討しているところであります。

次に、児童館や小学校、保育園、幼稚園なども学童保育施設として連携してはどうかについて申し上げます。

現在、上大越小学校、古道児童館、岩井沢児童館及び常葉児童センターでは、学童保育と幼稚園児の教育時間終了後の預かり保育、滝根児童館、船引児童館で学童保育、滝根幼稚園で預かり保育、また、私立のわかくさ幼稚園には田村市の委託による学童保育と、それぞれの形態で実施しているところであります。各学童保育施設との距離が余り離れていないところでの連携は容易でありますが、距離が離れている場合は、交通事故防止などの配慮をしてまいらなければなりませんので、それぞれの地域の特徴を生かした形の連携をしてまいりたいと考えております。

次に、子育て世代への現状を行政としてどのように認識しているかについて申し上げます。

子育て世代の方々の現状につきましては、中央では景気は上向いてきたと申しておりますが、地方ではまだまだ不況から脱していない状況の中で、実質所得が減少しているほかパート、アルバイトの雇用が増加し、所得の格差が拡大しているとともに、正社員の道も大変険しいものになっているものと思われます。また、子育てにかかる費用として、医療費のほか、保育所、幼稚園、小学校、学童保育と費用がかさんでまいりますとともに、若いうちは夫婦・子供での生活を望み、子育ての経験豊かな両親とは別居する核家族化の中で、子育ての悩みを相談する機会についても困っているものと思っております。

そのようなことから、田村市保育所及び田村市立幼稚園の4歳児及び5歳児の保育料について経済的な支援をし、保護者の負担軽減を図ることから、無料化について御提案をさせていただいたところでありますとともに、田村市放課後児童健全育成事業についても、保育料を無料とすることといたしました。また、子育てコミュニティーの拡充として各保

健センター、児童館等が開催する家庭教育学級、育児相談事業、親子ふれあい事業等の開催数を多くしてまいりますとともに、地域のお母さんが集まって親睦を図りながら、子育てや家庭、地域での生活の問題など、学習実践を通して母親としての教養を高めながら、子供の健全育成を図ることを目的として活動しております母親クラブへの支援や育成を図ってまいる考えであります。

- 〇議長(三瓶利野) 大橋教育長。
- ○教育長(大橋重信) 私からは、地域子ども教室の継続と市全域の取り組みについて申し上げます。

平成16年度から文部科学省の委託事業として取り組んでいる「地域子ども教室」につきましては、滝根町の取り組みを先駆けとして、平成17年度には大越町で取り組まれておりまして、子ども同士や地域と子どものつながりなど大きな効果があり、さらに、事件・事故防止に役立っているところであります。非常に好評であります。したがいまして、教育委員会としましても、各地域のニーズに合わせ、スポーツや遊び、文化活動を通じて、放課後や週末における活動拠点としての子どもの居場所づくりと位置づけ、今後とも継続してまいりたいと思います。

なお、全市的な取り組みにつきましては、未実施地区において、利用施設及び人員配置 等を十分調査いたしまして、実施の可能性について検討してまいりたいと思います。

- 〇議長(三瓶利野) 先崎温容君。
- O10番(先崎温容) 再質問をする必要がない答弁をいただきました。

最後に一言、防災無線の有効な活用の提案ということで、答弁は求めませんが、ここ昨年も、非常に幼児をねらったむごい事件・事故が相次ぎました。そういった中、教育委員会の方で、現在、夕方また朝に、防災無線を使いまして呼びかけをしていらっしゃいます。その夕方の時間帯、6時半ごろになりますか、滝根行政局では。その時間帯に、その防災無線の方をお聞きしている若い世代の方々の御意見の中で、「おれは、昼間は郡山とかで仕事をやっているから夜しか聞けないんだ」と。夜、こういうふうなやつを聞くと、子供が帰ってきている時間帯ですから、「そういうふうに滝根も危なくなったのか。だったらあいさつするなと子供に言うしかないな」というふうに逆行、いわゆるちょっとゆがんだ考えの方も出てくる可能性もあります。それで、防災無線をやはり有効に活用するんであれば、小学校低学年が帰る時間帯に流し、小学校中学年が帰る時間帯、いわゆる1時ないし2時といったように、「今、小学校の1年生、2年生が帰りましたので、皆さん、

温かく見守ってください」といったような形にすれば、もっと有効になるんではないかと 御提案させていただきます。

最後に一言申し上げたいと思います。

思い起こせば7年前、私、若干25歳でありましたが、熱い思いを胸に選挙に出、当選させていただきました。この7年間、地元滝根町の方々はもとより、滝根町議会の諸先輩の皆様、またこの1年には田村市議会の諸先輩の皆様方の御指導・御教示を賜り、何とか無事に7年間を過ごさせていただきました。教育行政の推進を一番大切なものとし、この7年間過ごしてきましたが、その中でも、少子化また高齢社会に対応する、そういったものも出てきました。私の思いは、子や孫と心身ともにいつまでも、笑顔あふれるふるさと田村市、そのような思いで、今後とも市民の一人といたしまして、田村市発展のために至誠天に通じる思いで尽力していくことを誓い、市のすばらしい将来と市民の幸せを心から願い、質問を終わらせていただきます。

○議長(三瓶利野) これにて10番先崎温容君の質問を終結いたします。

次の質問者、26番渡辺勇三君の発言を許します。渡辺勇三君。

(26番 渡辺勇三議員 登壇)

〇26番(渡辺勇三) 議長のお許しを得て一般質問をやらせていただきます。

その前に、若干誤解のないようにお断りをして一般質問をさせていただきます。

私は、旧都路議会から今日まで、野党という名前はもらったことはございませんので、 その辺を勘違いなく、きょうは、皆さんのことを困らせるような話もしません。一般常 識、市民の代表としての一般質問をさせていただきます。与党でもございません。

では、田村市の一般産業廃棄物についてお尋ねをします。

五つやるわけですが、最後の五つ目は市長にお答え願います。あとは、生活福祉部長に この4件はお願いをします。

まず、田村市の一般廃棄物収集運搬の事業所、これは何社かということです。その中で、田村市の廃棄物の市の委託を受けている事業所は何社かということ、また、市が委託をして行う一般廃棄物収集以外の事業所は何社かということでございますので、よろしくお願いします。

2件目、何社かわかりませんが、田村市の条例また規則にのっとっての委託の方法がな されているかということでございます。

3点目、収集運搬車(パッカー車)の車両の確認についてですが、あの荷物の中の名前

はないというふうに車屋さんに聞きましたので、パッカー車ということでお話しします。

市の一般廃棄物収集業務を行う際は、やはり委託している側のパッカー車の中のすなわち部屋ですね、その確認はどのようにしているか。なぜならば、市の一般廃棄物と事業所から出る一般廃棄物を運んで、通常では、どのような判断のもとで区別の処理をしているかということです。どうしてかというと、受ける側は5時の定時で閉めると。事業所から出る産廃、これを7時半に積んで……、いいですか、ここが問題なんです。(「……声が大きいと皆言っております」の声あり)おれ、許可もらってしゃべっているんだから、ミヨ子議員は黙ってろ。もし何かあるんならば、議長の許可をもらってしゃべりなさい。

それで、4トン車の場合には、中に、積載量4トン車だから、じゃあ4トンが入るということはないというふうに私は信じております。例えば勇三事業所から7時半に2トンきり出ないんだ。その2トンは積んだと。それで、今、船引の処理場に運ぶことはできないわね、これ、もう戸が閉まっちゃっているもの。そうすると、あした、町から委託を得ている業者が、それに足して処理場に運んだ場合、これは確認のしようがない。やはり処理場に行って、あの台秤に上がっただけでは区別のしようがない。そういう状況があるというふうに、ある市民の方が私のところに電話をよこしたと。これね、1件じゃない。一人じゃない。私も、ある事業所で待ち伏せしていました。やはり、そういうことが見受けられたというふうに考える余地があると。そういうことでございますので、やってしまったことはやむを得ないかなというふうに思われますが、管理不行き届きということになろうかなというふうに思うのであります。もっとあるんですが、そういうことがあるというふうに私は聞いておりますし、私も、二度言わせてもらいますが、事業所の裏玄関で搭載するのを確認しての話でございます。車の後をつければ、やはりそのように見受けられたというふうに思っております。

4番目、この資源ごみの缶類、段ボール、雑誌、アルミ、これは収集運搬業者にお任せ している状態ですが、これの結局ストックしているところ、いわば、船引町ならば処理場 ということでお話ししています。あそこにストックされた、今私が申したこの段ボール、 新聞紙、雑誌、アルミ、その他もろもろの売買できるものによってお話しします。

実は、私のところに船引町の契約内容のものが流れてきております。私は私なりに東部環境センター、小野町それから三春町と一応確認しました。どのぐらいで引き取っているかということです。それから、船引の場合は、都路の行政区に行ったところが、これは三春に持っていっているということで、値段の把握がはっきりしないというふうなこともあ

りますし、多分、都路の方で向こうに委託しているというふうな状況もありまして、はっきりしないと言っては語弊ですが、そういう状況の中で、船引町が、段ボール、1キロについて1円、新聞紙1キロにつき2円、雑誌1キロについて1円、牛乳パック1円。東部ですが、3回確認しました。随分誤差があると。けさも出先で確認しました。へたなことを言って、皆さんに気合いかけられると困るということで、けさも確認しましたところ、東部は、これはもうキロは言いません。把握しています。東部は、段ボール6円、新聞紙8円、雑誌3円、アルミ70円。三春町、段ボール55円、新聞紙65円、雑誌45円、アルミは110円、随分高いです。これは、東部と三春に、都路の渡辺勇三ということで教えていただきました。

この財政の厳しい折、1円、2円、0.5円、余りにも差額があるということ、これは携わる部長、課長、その人たちにつく部下がおりますけれども、責任のある福祉部長が、どういうふうなこの売却の仕方をしているか。三春に尋ねたところ、入札だそうです。それで、「たびたび本当に迷惑かけることを聞きますが、その三春の6円というのは、三春の処理場から郡山の業者に持ってきての6円ですか」と言ったら、「違います」ということでございますので、処理場での、ここで渡した値段が6円だそうです。そういうことでございますので、これの生活福祉部長の確認、業者の選定の仕方、何社で何をしたかということは、入札したか、それから随意契約のものは何社以上と市の条例にもあろうと思いますので。あと、部長の単独でどこまで何ができるかということが条例にあろうというふうに思いますので、その辺も明白なる答弁を期待しております。

5番目ですが、今まで4件ほど申した5番目ですが、田村西部組合が今度4月から稼働するということでございますが、その理事長がここにおられますが、なかなか大変で大変でないようなことだと思いますが、この5番目には、やはり、あくまでも車は事業所のものでございますが、ただし、市民の税金を使って、いろんな分野の中でこのごみという問題に取り組んでおるわけですから、やはり運搬車の指定色はどうかなというふうに思われますので、やはり収集運搬車が市のごみの作業なのか、または事業所の収集作業車なのか、市民が一目で区別のできるような姿にすることに、市の考える余地があるかなと思われます。

この5件についてお尋ねします。時間はとりたくないんで、ありのままお願いします。 私は、今声が大きいと言われましたが、私は浜通りで、純粋に都路生まれで、声がずんないのが生まれつきで、言葉もちょっと荒いということで、ただし、情けは人よりも持って いるつもりですから、そのままで、うそをつかないような答弁をしていただきたい。その 場しのぎの答弁は私は嫌なんで、それを頭に周知して答弁をお願いします。

- ○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。
- **〇生活福祉部長(秋元正信)** 26番渡辺勇三議員の田村市の一般廃棄物についての御質問に お答え申し上げます。

初めに、田村市の一般廃棄物収集運搬事業所は何社なのかについて申し上げます。 (「業者の種別は町別でお願いします、船引何社、都路何社と」の声あり)それでは、今 調べます。

一般廃棄物収集運搬業務の許可区域につきまして、田村市内におきましては、滝根町、 大越町地区は、田村東部環境センターへの搬入となるため、田村広域行政組合の許可区域 となっておりますことから、田村市といたしましては、都路町、常葉町、船引町の地区が 一般廃棄物収集運搬業務許可区域となっております。

現在、田村市において、主に事業系ごみを収集運搬する一般廃棄物収集運搬業務許可を 取得している業者は8社でございます。後ほど町別に御報告申し上げます。

それで、次にどのような委託方法をとっているのかということについて申し上げます。

一般家庭から排出されますごみの一般廃棄物収集運搬業務委託の方法につきましては、 住民サービスの低下やごみ収集運搬業務への影響を及ぼさないことを考慮し、合併前の協 議内容と田村市が作成した業務委託仕様書に基づきまして、継続して業務が遂行できる規 模を有する市内の業者との随意契約により委託契約を締結しておる次第でございます。

次に、収集運搬車 (パッカー車) の車両内の確認について申し上げます。

車両内の確認とのおただしでございますが、運搬車両等につきましては、一般廃棄物収集運搬業務を許可申請及び更新申請時において、申請業者への現地立入調査を行う際に、使用車両の台数、構造や機械器具の動作等について確認を行っておりますが、収集所に出されているごみについては、一般家庭からの一般廃棄物と判断して運搬していると思っておりますので、収集運搬車内の確認はいたしておりません。

次に、資源ごみの缶類、新聞、雑誌、段ボールなどの有価物の販売先と価格について申 し上げます。

都路町、常葉町、船引町からの収集されたスチール缶、アルミ缶は、三春町との共同処理業務の中で分別処理を行っており、収集したものは三春町が町内の小野寺商店と買取契約をいたしております。その価格は、スチール缶は、先ほどお話あったように町村によっ

て違うということでございますが、スチール缶は1キロ当たり7円、アルミ缶は1キロ当たり90円となっておりますが、これは、売却時の相場により多少価格の変動があるというようなことでございます。

また、新聞、段ボール等の古紙類につきましては、田村市内の協業組合、たむら環境センターと買い取りの単価契約を行っておりまして、運搬経費を含め、新聞紙は、1キロ当たり2円から6円、雑誌類は、1キロ当たり1円から2円50銭、段ボールにつきましては、1キロ当たり1円から4円、牛乳パックは、1キロ当たり1円から6円で買い取っていただいておりますが、これも、売却時の相場により多少変更があるということでございます。途中で申しわけございませんが、先ほどの業者の内容でございます。

許可を取得している業者につきましては、船引3社でございます。常葉2社、都路2 社、郡山1社、計の8社でございます。

それでは、パッカー車の方につきましては、市長より答弁がなされます。

- 〇議長(三瓶利野) 富塚市長。
- **〇市長(冨塚宥暻)** 次に、収集運搬車両の田村市の指定色の考えはあるかについて申し上げます。

現状の車両の色につきましては、特に華美なものでないことから、指定はいたしておりませんが、車両の色を指定した場合、塗料経費等で業者の負担がかさむことになりかねない。あるいは、今後、田村市として車両の色を決定するかどうかについても、田村市の後図、あるいは田村広域行政組合1市2町という他町村とのかかわりもありますが、この色については、大変重要な問題というか、急にどうするかというと、何色にするのかも考えなければなりませんので、検討はいたしてまいりたいと思っております。

- 〇議長(三瓶利野) 渡辺勇三君。
- **○26番(渡辺勇三)** この1番なんですが、業者の選定の中で、市の許可をもらっても、結局受けているけれども、できない業者があるわけですよね。できない業者というのは、その免許に文言がうたわれているということ。それは構わないんです。その業者というのは何社ありますかということをお伺いしたい。わかりますか。意味わかったかな。

あと、4番の売却、それから2番の結局委託の仕方ですね。やはり田村市となったんですから、できるならばと言うと切りがございませんが、その緩和を外すということが一番大切なのかなということ、規制緩和。いつまでも昔の名前で出ていますじゃなくて、やはりほぐれるところはほぐして、やりたい、まざりたいというふうな業者には、やはり参加

させるべきである。合併前の5町村のあり方でなくて、個人個人の町村のあり方でなくて、 やはりこの規制緩和というのは、ある程度外すところは外して、締めるところは逆に締め ていくということが今後の田村市の経営のあり方に結びつくことじゃないかなと思います。

これは例えれば、土木会社が、田村市にはこのごみ収集運搬業者よりも数十倍の業者があると思いますので、やはり、やりたい人にはやらせると。それで、いかに市の経営のあり方を……。市民の税金をいただく、その中でやはり市民の中から事業をしたいというような方もなきにしもあらず。まして、この収集運搬の事業者などというのは8社。まして郡山まで1社入っていると。やりたいことをやらせないで税金はいただくのは、ちょっとハンディがあり過ぎる。一生懸命に税金をかけて、何事にも、今は印紙というものが必要だと。一生懸命になって税金を払いながら資格を取って、さあ、書類を作成して持っていったところが、説明責任のないような言葉をいただくと。それではやはり、事業をやるというふうな方には、大変失礼に存じるということ。そういうことを踏まえれば、やはり、この規制緩和ということを速やかに、市民が納得のできるような体制づくりをするのが18年度の田村市の行政の第一歩の大きな役割を果たすんじゃないかなと。

間もなく小選挙、各町ではあるわけですが、市長にもお願いしますが、やはりここが市 長の腕の見せどころでございますし、議会の皆さんとも十二分に判断をされ、安心して税 金も徴収できるような市政の建て直しをしていただきたい。

このごみ諸問題に対しては、私は、燃やしたことを戻せなんていうもんではないんですから御理解をしていただきたい。今後の一つの課題として、十二分に市民に把握のできるような体制づくりをしていただきたいということが私の一般質問でございますらか、勘違いのないようにお願いします。

生活福祉部長が、これに関して心当たりのあることがあれば、それで結構でございますので、このごみの5項目に関しては終わりたいと思いますので、生活福祉部長、簡単な答弁でいいですからお願いします。お願いしますというのは、よければおしゃべりをお願いします。

- 〇議長(三瓶利野) 秋元生活福祉部長。
- ○生活福祉部長(秋元正信) 5点ほど説明申し上げてまいったわけでございますが、今、何か心当たりあるものはないのかというようなことでございますが、昨年の申請の段階であったのかなと、こう私の方の勘違いがございましたので、その辺、おわびして訂正申し上げたいと思います。(「もっと早くそれ出してくれればよかったんだよね」の声あり)

〇議長(三瓶利野) 渡辺勇三君。

○26番(渡辺勇三) じゃあ、簡単に申します。

この除雪問題なんですが、これも時間かかります。これは簡単に部長にお願いしておきますが、これは早急に書類で提出していただきたい。これは、ここにあるように、道路交通法に定められた車両で委託をしているというふうに思いますが、除雪車に対してね。そして機種の内容、それを後で、議会中でいいですから、よくと資料をつくっていただきたい。これはなぜならば、ナンバーのないブルとか、ナンバーのないタイヤショベルとか、そういうもので除雪を委託している業者があるということです。これは私も確認しております。どこの事業所か言えといったら、いつでも言います。そういうことです。やっぱり規則に当てはまったことをやっていただきたいということです。

それと、3番目です。これは時間がなくて困りました。

これは市長にお尋ねしますが、各5町村の合併で、何かにつけて引き受けた市長にどうのこうの言うわけではございませんが、もうできたことはしようがない。引き受けたことはしようがない。ただし、今後の臨時職員並びに行政に携わる委員というものは、それなりに行政の局長、あるいはそれなりの皆さんととくと検討して、いっぱいそのほかにも優秀な人材がいっぱいいると私は思っております。今までの人選の仕方でなくて、富塚市長は市長なりの選任の仕方をしていただきたいということは、政治的手法によった人選の仕方でなくて、やはり並行線をたどり、優秀な人物を選んでいただきたいということが私の考えでございます。これは、十二分にやっていただかないと、今までの首長の選び方には、それ相当の市民がやはり満足していないということが言えるということ。やはり、余程のことでないと、いい人材が来ないということ。そういうことを切にお願いして、私は市長を信じます。そういうことで、私は市民を代表してお願いしているわけですから、都路町民を代表してお願いしているわけでございますから、今は市民の市会議員ですが。

まだありますか、二、三分は。(「あと1分20秒くらいです」の声あり)

ごみ問題でちょっと時間食いましたが、十二分に市長にわかっていただきたいし、それと、私も今回限りでこの議の議はなくなります。それで、市長、助役また各部局長には、私は一市民としての考えを、また頼みやら、電話があろうと思います。そのときには、速やかにひとつお取り計らいをお願いしたい。と同時に、18年度の今後の執行に当たっては、大変富塚市長は、私と違って体も小さいようですが、でも、市長のそのはらわたの大きいのは私以上でございますので、1年間、皆さんの一般質問に答えたのは市長が9割じ

やないかなと。やはり、体も身の内でございますので、そのために部下もおります。女房 役の立派な助役、収入役、いるようでございますので、やはりその辺も今後の答弁の課題 としてやっていただきたい。部課長さんも、ただ見ていることでなく、やはりこれは自分 の分野でございますので僕がしゃべろうというようなファイトを持ってやっていただきた い。市長も今後、これからも体に十二分に留意されて、余り酒を飲まないで頑張っていた だくことをお願いして私の一般質問は終わります。

○議長(三瓶利野) これにて26番渡辺勇三君の質問を終結します。

○議長(三瓶利野) これをもちまして、本日予定しました通告による一般質問は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後2時08分 散会